

## 予算特別委員会記録

1 日 時 平成30年3月7日（水）  
 午前 9時58分 開会  
 午後 5時17分 散会

2 場 所 議員全員協議会室

3 出席委員（24名）

委員長	近藤 司	副委員長	真木 増次郎
委員	神野 恭多	委員	米谷 和之
委員	井谷 幸恵	委員	藤田 誠一
委員	田窪 秀道	委員	小野 辰夫
委員	太田 嘉一	委員	岩本 和強
委員	三浦 康司	委員	篠原 茂
委員	大條 雅久	委員	高塚 広義
委員	豊田 康志	委員	永易 英寿
委員	伊藤 謙司	委員	藤田 豊治
委員	藤田 幸正	委員	岡崎 溥
委員	伊藤 優子	委員	佐々木 文義
委員	加藤 喜三男	委員	山本 健十郎

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長	石川 勝行	副市長	寺田 政則
<b>企画部</b>			
企画部長	原 一之	総括次長（別子銅山文化遺産課長）	秦野 親史
次長（秘書広報課長）	岡田 公央	総合政策課長	亀井 利行
地方創生推進室長	藤田 康	財政課長	河端 晋治
情報政策課長	櫻木 俊彰	国体推進室長	佐薙 博幸
総合政策課主幹	上野 壮行	財政課副課長	守長 美由紀
情報政策課副課長	西原 誠	別子銅山文化遺産課副課長	藤田 和久
<b>総務部</b>			
総務部長	多田 羅弘	総括次長（契約課長）	曾我部 信也
税務長（資産税課長）	伊藤 繁次郎	次長（人事課長）	神野 賢二
総務課長	佐古 猛	管財課長	菅 一好
市民税課長	伊藤 裕敏	収税課長	白石 勝彦
債権管理対策室長	近藤 弘二	人事課主幹	高橋 喜久美
人事課主幹	竹林 栄一	市民税課主幹	酒井 千幸

資産税課主幹 久 枝 庄 三 収税課主幹 伊 藤 博  
管財課副課長 合 田 めぐみ

**出納室**

会計管理者（出納室長）藤 田 武

**議会事務局**

議会事務局次長 原 正 夫  
議会事務局次長 原 正 夫  
議事課副課長 高 橋 憲 介

**挙管理委員会事務局**

選挙管理委員会事務局次長（企画部情報政策課長）櫻 木 俊 彰

**監査委員事務局**

監査委員事務局次長 白 石 尚 志

**福祉部**

福祉部長	白 石 亘	総括次長（健康長寿戦略監）	加 藤 京 子
次長（子育て支援課長）	藤 田 憲 明	次長（地域福祉課長）	伊 達 忠 幸
生活福祉課長	山 中 悟	介護福祉課長	木 俵 浩 毅
介護福祉課参事（地域包括支援センター所長）	古 川 哲 久	国保課長	井 上 毅
保健センター所長	木 戸 貴美佳	東新学園長	高 橋 靖 志
介護福祉課主幹	東 田 寿 重	子育て支援課主幹	加 藤 大 和
国保課主幹	中 西 輝 宣	国保課主幹	藤 縄 敏 子
保健センター主幹	宮 崎 洋 子	保健センター主幹	堀 尚 子

6 委員外議員

議 長 仙 波 憲 一 副議長 藤 原 雅 彦

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長	原 正 夫
議事課主任	中 島 康 治
議会事務局次長	原 正 夫
議事課調査係長	神 野 瑠 美

8 付託案件

議案第21号から議案第31号

9 会議の概要

午前 9時58分開会

○委員長（近藤 司）（開会挨拶）

○市長（石川勝行）（挨拶）

<第1グループ>

議案第21号 平成30年度新居浜市一般会計予算

○原議会事務局次長（説明）

○秦野企画部総括次長（説明）

○曾我部総務部総括次長（説明）

○藤田会計管理者（説明）

○櫻木選挙管理委員会事務局次長（説明）

○白石監査委員事務局次長（説明）

<質 疑>

**情報化推進事業費**

○委員（山本健十郎） 1点目は、予算と主な事業内容について、2点目は、昨年より2,000万円ぐらい予算が増加している内容について、3点目は、本年度も含めて新たな取り組みがどう行われているかについてお伺いします。

○櫻木情報政策課長 まず、主な事業内容として、一番大きいものはパソコン及びネットワーク機器の使用料1億5,296万7,000円です。その他、県下の全自治体が参加しているインターネット接続用セキュリティークラウドの使用料1,150万5,000円、各課所室の事務用、印刷コピー用に使

用しているカラー複合機使用料1,600万円、庁内の図面データを一体で管理している地理情報システムの使用料475万7,000円、さらにサーバー室の空調機器413万3,000円、無停電装置788万8,000円などの使用料です。

次に、増額分2,000万円については、本年2月の庁内LANの更新に当たり、5年サイクルで更新を行っているパソコンやサーバーにあわせて、前回経費削減のために更新を行わず10年にわたって延長使用しているオフィスソフトやネットワーク機について保守期限切れのため更新を行ったものです。

次に、新たな取り組みとしては、近年急速に複雑巧妙化しているサイバー攻撃がマイナンバー制度及びそれに対応している本市の行政システムに重大な影響を与えるリスクが想定されることから、庁内ネットワークとインターネット環境を完全に分離させ、インターネットから受け取ったメールの無害化にも対応するなど、本市の情報セキュリティの強靱性の向上について取り組みを進めています。

**○委員（山本健十郎）** オフィスソフトの更新で、先ほど10年来というお話がありましたが、目安としてはどれぐらいで更新されていますか。

**○櫻木情報政策課長** オフィスソフトの更新については、前は10年間使用し、今回の更新についても、10年間使用の予定です。

パソコンについては、毎日業務で使うということから5年間で交換の予定です。

**○委員（大條雅久）** パソコンの更新と一緒にOSも更新されるのですか。

**○櫻木情報政策課長** OSについては、今回、ウィンドウズ7からウィンドウズ10の64ビット版に更新しました。

#### **ふるさと応援寄附金推進費**

**○委員（山本健十郎）** 1点目は、ふるさと納税制度の中で取り組まれている現況の内容について、2点目は、今年度の主な事業内容と県内市町の現状について、3点目は、平成30年度の主な事業費の内容について伺います。

**○亀井総合政策課長** まず、ふるさと納税制度の中で取り組んでいる内容についてですが、ふるさと納税制度は、本来はふるさとや好きな町を応援しようとした制度ですが、平成27年に減税対象の寄附額の上限が倍増されたこともあり、返礼

品競争が過熱しました。新居浜市でも、地域の活性化と市の財源確保のため、平成28年度に返礼率を4割として、返礼品の大幅な見直しを行うとともに、新たに楽天サイトでの取り扱いを始めた結果、寄附額が大幅に増加しました。現在は寄附者に対しては、物産協会会員の事業者、JA、マリパーク、マイントピア別子、ゆらぎの森等から返礼品の発送を行ってもらっています。また、寄附者は使い道として快適交流など6つのまちづくりのほか、あかがね基金とものづくり産業振興基金の8つのテーマから、選択することができます。次に、主な事業内容ですが、平成29年度は、新たな返礼品として、愛媛産の様々な柑橘類、別子山のジャガイモ、赤石五葉松、市内のゴルフ場と宿泊のセット券などの取り扱いを始め、現在、約140の返礼品を用意しています。また、市制施行80周年記念として、Hello! NEWラベルのビールを返礼品にしましたが、それが好調だったことや、県内他市と比較して返礼率が高かったこともあり、1月末現在の寄附実績は約23,000件、寄附金額は約5億4千万円となっており、県内市町では、1位の寄附金額となっています。年度末には、6億円近くになるのではないかと見込んでいます。次に、平成30年度の主な事業費の内訳ですが、返礼品の代金手数料、送料等の返礼品発送業務委託料約2億円、楽天やヤフーのホームページへの掲載や、寄附受付の手数料約5,750万円、受領証及び特例申請書の郵送料約300万円などです。

**○委員（山本健十郎）** 先ほど、返礼品で物産協会やJA、マイントピア別子など、新居浜市内の約140品目があるという話で、ビールがかなり多いと聞いていますが、新居浜市の品物の割合はどのくらいですか。それから、返礼率は4割で、国からの指導もあって、県内で4割にしているところはほかにないということですが、県内の状況と、今後の方向性はどうか。

**○亀井総合政策課長** まず、返礼品の割合ですが、扱っている返礼品は全て市内の事業者となっていますが、その中でも、ビール類が約3割から4割、柑橘類が同じように4割程度になっています。そのほかは、お菓子とか、えび天、従来から物産協会が扱っているような商品です。次に、県内の状況ですが、国から昨年4月に、基本的に返礼率を3割以下とするような見直しを行うよう指

導がありました。ただ、その後総務大臣が変わったりして、それぞれの自治体の判断でもよいというようなどころもあり、これまでは4割の返礼率のままでしたが、県内で新居浜市だけとなっていますので、この年度末で見直しを行い、ほかの市町と同じように3割以下に変更する予定としています。

○委員（井谷幸恵） 来年度の目標をお願いします。

○亀井総合政策課長 平成30年度の寄附額の目標ですが、返礼率を見直し、3割以下としますので、今年度より3分の1程度は減少すると見込んでおり、寄附額としては約4億円を目標としています。数字的にはかなり厳しいとは考えていますが、魅力的な商品を開発したり、効果的なピーアールをすることで、目標達成に向けて取り組みたいと考えています。

#### 笑顔輝くプロジェクト推進費

○委員（豊田康志） まず、笑顔甲子園を継続実施している意義は何かをお伺いします。新居浜市をピーアールすることを目的とするならば、個人的にはシティブランド戦略やシティプロモーションに特化すべきではないかと思えますし、楽しいとか明るいを主目的とするならば、自治会単位や公民館単位で手軽に住民の方が楽しめるような事業のほうがいいのではないかと考えているのですが、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○亀井総合政策課長 本事業がスタートした背景としては、もともとマイントピア別子で10年近く温泉寄席というのを続けていましたが、平成18年度からは、笑いの効用に注目した介護予防促進事業を実施するなど市民の中に落語を初めとする笑いの土壌ができていたことや、落語を中心とした笑いを担ってもらえる市民ネットワークが存在していたことなどが挙げられます。そのあと平成23年度、第五次新居浜市長期総合計画スタートの年に笑いと笑顔をまちづくりに取り入れ、若い人から高齢者まですべての世代の笑顔輝くまちづくりの実現を目的として開始されました。また同時に東日本大震災もあったため、笑顔で日本を元気にしようをスローガンにした経緯もあります。

具体的には全国から多くの高校生に出場してもらって地元の高中生と交流したり、予選から決勝へ進む中で成長する姿を様々な世代の観客の皆さんや、ケーブルテレビを見ている市民の皆さんと

共有して、笑顔とともに元気で健康になってもらいたいということを目的に取り組んでいます。そのほかの効果として、すでにプロになって、テレビなどで活躍しているOBの皆さんに、笑顔甲子園が開催されている新居浜を全国にどんどん紹介してもらうことで、今後進めようとしているシティプロモーションとの相乗効果が図れるようにピーアールにも繋げたいと考えています。

○委員（豊田康志） 2点目ですが、おそらく事業成果の検証はされているとは思いますが、今お話を伺っていると継続することが大事みたいなことであろうかと思いますが、事業ですので達成されることが主目的だと思いますが、そのあたりはどのように考えているのか、お伺いします。

○亀井総合政策課長 事業成果の検証ですが、この事業の成果指標として、入場者数1,000人、応募者数30組を掲げておりますが、いずれも現在達成されていません。豊田議員さんのご指摘の点は私も十分認識をしており、現状のまま継続というのは、いろいろな問題があつて難しい面もあり、平成30年度については、まず、実施方法や応募方法など根本的な見直しを行う必要があると考えています。この事業の一番の課題は、市民全体の広がりがないとか全市民的な取り組みとなっていないことなどであると考えており、平成30年度については、市内の企業や団体、市民の方にも参加してもらおう実行委員会方式に変更して、まずは目標値の達成に向けて取り組みたいと考えています。ただ、これまで7回実施していますので、来年度大幅な見直しをしても成果が得られない場合については、廃止も検討しながら取り組んでいきたいと考えています。

#### 定住人口拡大促進費

○委員（藤田豊治） 1点目は、どのような事業内容なのか、2点目は、人口拡大に向けていろいろな事業がありますが、転入者ウェルカム事業、シティプロモーション推進費用、お試し滞在推進費との関連性、3点目は、どのぐらいの移住・定住者を見込んでいるのか、お伺いします。

○亀井総合政策課長 まず、1点目の事業内容についてですが、平成30年度の予算としては、定住人口の拡大を図るため、市内在住者が新築住宅を取得した40歳以下の者に支払った利子の一部を助成するというもので、年間10万円の3年間、最大30万円を補助する事業です。ただし、この事業に

についてはアンケート等の結果、余り効果が見られないということで、平成27年度で既に終了しており、平成30年度は平成27年度に補助決定した方の最終分の支払い、10万円の133世帯分を予算化しているものです。

次に、2点目の関連性ですが、この事業は余り効果が出ていないということで既に廃止していますので、今言われたような新たな地方創生の事業にそれらの財源を充てて違う角度から取り組みたいという考えです。

それと、3点目の見込みですが、この事業を実施するに当たっては、市外在住者を70世帯、市内の方で家を建てられる方を200世帯と設定していましたが、全体としては転入者より転出者のほうが上回っていますので、まずは転入者のほうが上回るようなさまざまな施策を実施したいと考えています。

#### お試し滞在推進費

○委員（豊田康志） さきの決算特別委員会でも少し利用者が少ない点を質問しましたが、今回の予算化に当たって利用率アップのために工夫された点をお伺いします。

○藤田地方創生推進室長 まず、お試し移住制度の実績について申し上げます。

当該制度は、平成28年7月から開始しましたが、平成28年度には6人、平成29年度には9人、計15人が利用され、このうち5人が本市に移住されました。このため、移住につなげる上では有効な支援策であると認識しており、これまで以上に利用率をアップさせるためには、当該事業のことを知ってもらうことが必要であると考えています。平成30年度予算においては、移住定住専用ポータルサイトの開設や新たな情報誌の作成配布等に取り組むことに加え、4月からは改修工事を終えた旧国家公務員宿舎において、お試し移住用住宅2部屋、移住支援住宅18部屋の運用を開始することも、利用率アップの要因になるものと考えています。

○委員（豊田康志） 予算上の利用者数の根拠になっている数字の算出方法をお伺いします。

○藤田地方創生推進室長 歳入予算の算定根拠において、利用者数を算出しています。現在北新町で民間所有のお試し移住用住宅を1部屋運用していますが、こちらにかえて旧国家公務員宿舎で新たな2部屋を確保することになりますので、過去

の利用実績を踏まえ、1部屋につき年間6人がそれぞれ1カ月利用し、2部屋で延べ12人の利用を見込んでいます。

#### 転入者ウェルカム事業費

○委員（藤田誠一） 転入者を事業ターゲットとした理由は何か、転入者全体の数をどのくらい見込んでいるのか、この事業の目的と成果についてどのように考えているのか、転入者だけを対象にするのは公平性に欠けると思うが、その点についてどのように考えているのか、お聞きします。

○藤田地方創生推進室長 まず、転入者全体の数については、住民基本台帳人口移動報告の結果を見ますと、転入者の総数が年間平均約3,000人で、世帯数に換算すると概算で約1,500件と見込んでいます。次に、事業ターゲット選定の理由については、平成28年度にシティブランド戦略を策定しましたが、その際に市民アンケート調査を実施した結果、本市への好意度、誇り度が、地元出身者やUターン層に比べて市外からの転入者は10ポイント以上低かったということがわかりました。このことを受けて、転入者の評価を高めることが市全体の評価の底上げにつながると判断し、当該事業のターゲットに設定しました。3点目、この事業の目的と成果ですが、事業目的については、本市への転入者に新居浜市に好印象を持ってもらうとともに、市の魅力を知ってもらい、愛着と誇りを高めることです。また、成果については、定住につなげ、人口減少を抑止することであり、毎年実施している市民アンケート調査において、シティブランド戦略に定める目標指標、KPIの数値を確認することで、成果が達成されたかどうか判断していきたいと思っています。4点目については、当該事業は、新しく市民となった方を市として温かく迎え入れ、本市に愛着を持ってもらうことが趣旨です。今でも出生届の提出時には誕生祝い品を贈る事業もあり、これと同様のものと考えています。子育て支援や生活にかかわる保健、医療、介護といった各種行政サービスの提供については、転入者以外の市民と何ら変わりはないと認識しています。

○委員（永易英寿） プレゼント品の選定方法は怎么样了か。

○藤田地方創生推進室長 プレゼント品については、新居浜市に転入した最初のタイミングを逃さずに、いい第一印象を持ってもらうということ

で、少しでも喜んでもらえる品にしたいと考えています。対象件数が約1,500件で、市民課の窓口でお渡ししますので、あまりかさばらないもの、費用対効果も考え、具体的にはマイントピア別子の天空の湯の利用券に加え、現在物産協会と協議を進めていますが、試供品的な、少量の新居浜特産のお菓子の詰め合わせをセットにしたものをプレゼントしたいと考えています。

**○委員（永易英寿）** 転入促進につながるように、プレゼント品の卸業者の市外や県外の販路先や店舗で、新居浜市のパンフレットを配ってもらうとか、そういうピーアールの協力依頼をしていますか。

**○藤田地方創生推進室長** 現在はプレゼント品を何にするか検討している段階ですが、それが決まれば、先ほど言われたように、商品を取り扱っている卸業者、店舗等の協力を得て、広くピーアールすることによって、この事業に協力する店舗の販路拡大にもつながるといってもありますし、市にとってもより転入者を迎え入れるためのピーアールにつながるということで、双方にとっていい効果がある取り組みになるよう、今後物産協会との協議を進めたいと考えています。

**○委員（米谷和之）** いいとこ実感ツアーの企画内容、回数、予定参加者等の概要をお伺いします。

**○藤田地方創生推進室長** 企画意図としては、転入してきたばかりでまだ新居浜のことをよく知らない方を対象に、新居浜暮らしを始める上で知ってもらいたいと思う施設、場所をピックアップして日帰りバスツアーを行いたいと考えています。転入世帯の状況により、どの場所を回るかで、押さえるべきポイントが変わってくると思うため、ツアーコースの設定はこれから十分に検討して進めたいと思います。回数については、年3回から4回を考えており、予定参加者数は、個々の対応がおろそかになってもいけないので、原案では1回につき10世帯20人程度を想定しています。

**○委員（米谷和之）** 対象となる場所は、どのようにピックアップするのでしょうか。

**○藤田地方創生推進室長** この場所は生活する上では欠かせないだろう、知っておいたほうがいいのではないかとと思われる場所、第三者的に見て新居浜の魅力だと思われる場所を盛り込んでいきたいと思っています。これからその絞り込みをしていき

ますが、昨年度市内を巡回したHello!NEW新居浜マップを今あかがねミュージアムに展示していますが、市民の方に、ここが面白い、魅力があると思うようなところを示していただいていますので、それを参考にすると、80周年記念事業でN80という情報誌を全戸配布しましたが、その中で新居浜にはこういういいところがあると整理もしていますので、そのあたりの情報をうまく活用しながら、より喜ばれる場所を選定したいと考えています。

**○委員（米谷和之）** 転入者等を対象としたバスツアーは、以前市民団体主催でされていたこともあったと思いますが、行政がすると堅苦しいものになりがちで、市民の皆さんに魅力があると思うところを案内していただくことも重要ではないかと思いますが、市民団体との連携についてはどう考えていますか。

**○藤田地方創生推進室長** 参加された方には満足して帰っていただくツアーにする必要があると考えています。より市民に身近なところで、今おっしゃられたような市民団体、私の今の考えですが、具体的には、まちづくり協働オフィスにかかわっていただいているような団体例えば歴史文化遺産に偏った内容にはなりますが、一つ頭にあるのが新居浜南高のユネスコ部です。南高のユネスコ部の皆さんにもかかわっていただくことで、これまでと違った視点でのツアー案内ができるのではないかと、いろいろ考えはありますが、できるだけ魅力あるツアーになるよう検討を進めていきたいと考えています。

**○委員（加藤喜三男）** この間、転入された方と話をする機会がありいろいろお聞きしましたが、都会から帰ってくると新居浜はかなり不便だという実感だそうです。帰ってきてくださいと言ってはいますが、そのあとのフォローはどうなっていますか。1年後、半年後のフォローアップの体制はできていますか。

**○藤田地方創生推進室長** シティブランド戦略策定時の市民アンケート調査で転入者の評価が低かったという話をしましたが、評価が低いというのは、せっかく新居浜に来られたのに、行政として何もかわりをもってこなかったという実態があったためではないかと思っています。まず取りかかりとしては、転入届を出しに窓口に来られたときに、最初にウェルカム事業でかわりを持つ。

そのあとの第2弾、第3弾を続けていくことが重要な要素だと思っており、その点については、別事業ですがシティブランド戦略推進事業費の中で、平成29年度に実施した新居浜みらい会議をより充実させる形で、できるだけいろんな世代の方、立場の方にかかわっていただいて、声を聞かせてもらうことも考えており、個人情報なので転入者の方を把握するのは難しい面もありますが、最初のツアーだけではなく、そのあとも新居浜市の取り組みとかかわりを持っていただけるような働きかけをしていきたいと考えています。

○委員（大條雅久） 昨日もビッグマップを拝見しましたが、展示ではなくただ置いているという印象です。貼ってある付箋もすでになくなっていくものもあるように感じましたが、市民の方々が貼った付箋をリストアップして傾向をまとめたり、一覧表を作成したりしているのでしょうか。

○藤田地方創生推進室長 ビッグマップはこれまで何度も付箋を貼りなおしており、今貼っている付箋はごく一部です。今年度業務委託をしている博報堂と打ち合わせをしながら、その整理をして公表する作業を行っている状況です。まとまったら市民の皆さんに公表して、より多くの方に知っていただきたい、興味を持っていただきたいと考えています。

午前11時08分休憩



午前11時19分再開

#### シティプロモーション推進費

○委員（田窪秀道） 本事業において、情報発信により得られる成果、移住者をどの程度、見込んでいますか。またポータルサイトはどこで立ち上げて、その中身はどのようなものと考えていますか。ガイドブックやシティプロモーションマガジンは外部委託でしょうか、中身の査定は誰が行って誰が最終許可をしますか。県内外や首都圏へのピーアールは、何名体制で年間何回程度実施するつもりですか。

○藤田地方創生推進室長 移住に至るまでのプロセスを考えますと、まず本市に興味、関心を持っていただき、次に観光や試しに行ってみようと思ってもらって、最後にようやく移住するというプロセスになるかと思えます。まず、市が取り組

んでいる施策に係るさまざまな情報発信に取り組むことが、このシティプロモーション事業であると考えています。この取り組みだけで成果が達成できるというものではありませんので、他の移住・定住促進施策とあわせて情報発信し、各種事業を利用していただくことで、相談窓口等を通じた移住者数の本年度実績が4人であることから、10人程度を成果として見込んでいます。次に、ポータルサイトについては、サーバー及びドメインは、外部の委託先で運用管理をし、新居浜市のウェブサイトとリンクすることを考えています。中身については、移住・定住に特化した専用サイトとしてワンストップの機能を持たせるため、新居浜のことを知ってもらうこと、移住に向けたお役立ちリンク集、移住者の生の声、移住に関するQ&Aといった移住に関する情報を一元化することをイメージしています。次に、移住・定住ガイドブックとシティプロモーションマガジンによる取り組みについては、県内外や首都圏において、広く新居浜市の魅力を発信するための情報誌の作成と配布をセットにする形での外部委託を予定しています。委託に当たりましては、公募型プロポーザル審査で業者を選定することとしており、庁内プロポーザル審査委員会において決定することを考えています。最後に、県内外や首都圏へのピーアールについては、職員が移住フェアに出展した際に広報、周知を行うというこれまでの取り組みに加えて、首都圏で約5万部、県内で約1万部の情報誌の配布を考えています。この内容を仕様書の中に明記した上で、公募型プロポーザル審査において応募事業者からの提案をいただき、その内容を判断し、市として決定したいと考えています。なお、業務委託ですので、市の職員が首都圏等へ出向いて行って直接、配付するということはありません。

○委員（田窪秀道） 事業費1,614万8,000円で見込みが10人、これが妥当なのかどうかわかりませんが、シティプロモーションマガジンの制作、配布が予算の半分以上を占めるということで、今まで、新居浜市をピーアールするガイドブック、観光パンフレット、ビラ等は、完成したものを見せられることが多いんですが、外部委託であれば、委託会社と職員との間でほぼ中身が決まってしまうような感じがしますが、校正段階で議員にも中身をチェックする機会を持たせていただける

のかどうか、また、マガジンの部数はどのくらいか、お聞きします。

**○藤田地方創生推進室長** 校正段階での確認については、プロポーザル審査の中で、応募事業者からいろんな提案をいただく中で対応していきたいと思っています。もちろん専門の方の意見は優先して取り入れるべきかと思いますが、発注元としての考え方、第三者的な視点といったものも、当然それに加味しなければならないと思っていますので、どういう形になるかは別として、作成段階の情報としてお知らせできるようなことは検討したいと思っています。また、マガジンは、首都圏配布の5万部を予定しています。

**○委員（米谷和之）** 1,600万円の事業で10人の移住者獲得というのは、少々乱暴な目標ではないかと思いますが、例えば、ポータルサイトを立ち上げるのであれば、アクセス数や返ってくるメールの件数であるとか、マガジンであれば、マガジンの反響を把握する方法があると思いますが、そういうものは考えていますか。

**○藤田地方創生推進室長** 最終的な数値目標となる移住者数は総合戦略の中でKPIとして定められていますので、その目標達成に向けた、移住、定住のパッケージの中の一つの事業として考えていますので、その目標達成に向けて取り組んでいきたいと思っていますが、その途中段階での数値目標としては、さきほどおっしゃられたように、ポータルサイトのアクセス数やマガジンを読んでもいただいた後の反響を把握するとか、そういったことも当然必要になってくようかと思っていますので、どのように途中段階での数値の把握ができるのかということについても、プロポーザル審査における仕様内容の中で考えていきたいと思っています。

**○委員（米谷和之）** アクセス数であるとか、マガジンであれば、例えば、はがきをつけておいて、そのはがきがどれくらい返ってくるのかでその効果測定ができるかと思っています。そういうものが委託内容に必要なかと思いますが、いかかでしょうか。

**○藤田地方創生推進室長** おっしゃっていただいた視点を踏まえて、プロポーザル審査に臨みたいと考えています。

**○委員（米谷和之）** プロポーザルでポータルサイト構築等の業者を選定するとお伺いしました

が、問題なのは、その業者にどういうふうにな居浜の情報が伝わるかです。役所だけではなく広く市民から新居浜の魅力的な情報を集めることが非常に大事になると思いますが、特に考えていることはありますか。

**○藤田地方創生推進室長** 我々としても再認識するし、それを市民、市外、県外の方に知っていただくために平成29年度からシティブランド戦略に取り組んでいますので、取り組みを進める中で、これは当然知っておいてもらいたい、知っていただければ困るといった内容については、十分情報を提供するとともに、連携を図りながら進めたいと考えています。

**○委員（神野恭多）** シティプロモーションマガジンを首都圏で5万部、県内で1万部配布という話ですが、配布先はどのようなところを検討されていますか。

**○藤田地方創生推進室長** まずは新居浜と関わりがある方を押さえる必要があるということで、例えば、地方創生展で関わっていただいた住友企業の皆様、全国にはま倶楽部の会員、それと、SNS等で発信していただくことを考えますと、若い女性といったところがターゲットになるため、そのあたりにきちんと情報が届けられるような仕組みを提案いただくことを想定していますので、そういった配布先を通じて新居浜のことを知ってもらい、興味をもっていただきたいと考えています。配布先を含め、配布方法についても、公募型プロポーザル審査において、応募事業者から提案をいただき、市の方で最終決定したいと考えています。

**○委員（神野恭多）** シティプロモーションマガジンを紙媒体に特化する考えはそろそろはやめて、QRコード等を使って相手のメールアドレスを取得する方法を考えて、そちらにターゲットを絞ってどんどんメール配信していくような考えも持っていただけたらと思いますが、そのあたりはどう考えますか。

**○藤田地方創生推進室長** 情報発信ということになりますと、いろんな世代の方がおり、紙媒体になじんでいる方もおられるし、若い方はSNSやメール等を活用したほうが良いということがあろうかと思っていますので、決して紙媒体だけで進めるつもりはありませんが、まずは、取っかかりとして紙媒体から始めて、それを広げていく中でいる



んな媒体を活用していきたいと考えています。

#### **山田社宅整備促進事業**

○委員（篠原茂） 12月補正の住友金属鉱山株式会社別子事業所所長宅（以下、鉱山の所長宅）の整備に続き、住友化学株式会社愛媛工場長宅（以下、化学の工場長宅）の整備を促進するということが、どのような整備、活用方法を考えていますか。それから、山田社宅において整備しようとする計画区域全体の整備方針はどのようなものでしょうか。次に、管理体制はどのように考えていますか。また、維持管理費はどれくらいを想定していますか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） 整備については、鉱山の所長宅と同様に一般公開に向けて、地方創生推進交付金を活用して、主に耐震工事、雨漏りの補修工事を進めていきます。活用方法については、鉱山の所長宅と同様に、住友3代目総理事の鈴木馬左也さん、海底ケーブルの功績のあった吉田貞吉さん、両名とも住友化学のトップを務めておられますので、2人の顕彰施設が望ましいと考えています。計画区域全体の整備方針については、すでに市の管理となっている住友共同電力社宅に加え、鉱山の所長宅、化学の工場長宅、西洋社宅とともに、駐車場やトイレ、東屋などを整備し、東平地区、端出場地区に加え、産業遺産を生かしたまちづくりの星越地区の拠点として整備を図る予定です。管理体制については、平成30年度に山田社宅の保存活用計画を住友史料館の末岡副館長を中心に策定する予定で、その中で、管理体制についても検討することになると思いますが、活用方法も含め各棟ばらばらの管理ではなく、統一した一括管理体制が望ましいと考えています。活用計画の中で経費についても出てくると思いますが、現在のところ維持管理経費については算定できていません。

○委員（篠原茂） この事業をすることによって、何名ぐらいの観光客を呼び入れることができますか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） 端出場や東平の案内をする中で、平野部にも産業遺産があるのに山だけではもったいないという声をよく聞きます。特に冬場、東平にバスが上げられない時期に、マイントピアに行って、平野部で産業遺産を見るなど、産業遺産を生かしたまちづくりの幅を広げることができると思いますので、具体的

な人数は申し上げることはできませんが、そういった展開性は期待できると思います。

○委員（大條雅久） 今からのことなので、先のことをお聞きするのは申し訳ない気もしますが、維持管理費の算定ができてないというのは、整備してどう活用するかも想定がないということですか。イメージをお持ちなら説明をお願いします。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） 山田社宅全体については、鉱山の所長宅と化学の工場長宅については顕彰施設で進めたら望ましいと議論されています。西洋社宅については、外国人の宿舎から社員社宅に変わったりと、後の時代に手が加えられています。例えば、壁をのけたりつくったりと、そういう部分を構造上どう変更して活用していくか。西洋社宅については、市民の方に利用いただくか活用方法が広く、そのあたりを保存活用計画策定委員会や特別委員会でも議論されるようになると思いますので、現段階では不確定要素が多いため、維持管理経費について具体的な数字は出しにくいと考えています。

○委員（加藤喜三男） 別子銅山の遺産群ということで取り組んでいただいています。鉱山の所長宅や化学の工場長宅だけでいいのかという気がしています。一番いいところだけを残して、もう一つ下はどうするのか。山田社宅群全体を見るのなら、星越の駅舎から向こうまでをどう考えているのか。それから、日暮別邸が移設されてからの関連事業とか、もう少し相対的に考えられたらと思いますがいかがですか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） ご指摘のとおり今対象となっているのは幹部社宅群です。これまでに末岡副館長と話をする中でも、二戸一の社宅を曳家移転して保存してはどうかという議論もありましたが、幹部社宅に加え曳家で社宅を持つてくるのは、あまりにも経費がかかりすぎるのでやめた方がいいという議論が過去にはありました。駅舎と日暮別邸との連動性や保存活用ですが、駅舎、日暮別邸ともに住友の財産ですので、山田社宅の企画展とか、日暮別邸も一部一般公開されますので、ソフト面で合同の企画展ができればいいと考えています。

○委員（加藤喜三男） 壊してしまった駐在所も本当は残してほしいですし、れんが坂やトンネルもある。住友企業の所有とはいえ、鉱山の所長宅、化学の工場長宅をいただいたのなら、住友共

同電力も含めて、全体的にもう少し幅広く計画されたらと思いますが、難しいですか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） たくさんある産業遺産のコンテンツを生かしたらどうかという指摘だと思います。れんが坂や星越トンネル、日暮別邸といった所有権がないものについて行政が勝手に利用することはできませんので、そのあたりは案内板で表示したり、星越全体の詳しい歴史的意義と経過について、端出場や東平との関連の上で示すことも産業遺産を生かしたまちづくりには必要だと思いますので、その方向で進めたいと思います。ご理解いただけるものについては、利用できるよう今後も交渉を続けてまいります。

○委員（岡崎溥） 幹部の住宅を残すということでやっているが、前から思っていますが、新居浜市を支えてきたのは、泥まみれになって、穴に入って、いっぱい汗をかいて働いてきた一介の労働者であり、歴史をつくってきた主人公です。提案ですが、洗濯場やトイレも共同の長屋を復元することも含めて、労働者が支えてきたことを付け加える必要があると思いますがどうですか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） 長屋は旧別子の時代からたくさんありました。東平にも一部索道基地の下に復元したものがあります。ただ、山田社宅については住友金属鉱山の方で取り壊し予定と聞いており、曳家移転についても検討しましたが、経費面でかなりかかるということで、現在のところ構想からは外れています。

○委員（岩本和強） 資料も残っていると思いますので、実際に働いた人たちの生活ぶりを、復元は難しいと思いますが、最低でもジオラマぐらいはつくれないのですか。

○秦野総括次長（別子銅山文化遺産課長） 山田社宅の保存活用計画の策定委員会で、そういった意見があったことをお伝えして、ジオラマ展示について検討していきます。

○委員（山本健十郎） 地方創生の中で、別子銅山文化遺産という形が表に出てきましたが、もともと新居浜市は住友各社と二、三十年前から山田社宅3ヘクタールぐらいを活用したいと話をしてきました。皆さんからもいろいろ話がありましたが、どれくらいの面積でやるのか、きちんと計画を立てて進めなければならないと思います。策定委員会という話もありましたが、市としてきち

んとした考えをもって委員会にも提示しないといけないと思いますが、どういうお考えを持っていますか。

○寺田副市長 今回、日暮別邸の話も出ていますが、惣開に移築したということは、住友金属鉱山初め住友グループの考え方、姿勢の表れだと思っています。市が鉱山の所長宅、化学の工場長宅、西洋社宅といったものを受け入れて、未来永劫にわたって顕彰していく、保存していくといったことを要請したというのも判断の背景にあったのではないかと思っています。惣開を産業遺産活用の一つのゾーンとして考えていく中で、会社の所有のものも含めて、どういった形で顕彰したらいいかを、今回の寄贈の分も含めて考えていきたいと思っています。

#### 債権管理対策費

○委員（大條雅久） 水道料金、市営住宅の家賃管理費等が時効成立などの理由によって毎年専決処分されていますが、滞納が始まって時効の期間に至るまでに、どのような指導をされているのか。時効の期間が経過しても帳簿上ずっと残っていた債権を一括で落として、その後は、時効期間が到達するに従って順次債権放棄していくと。いつまでも帳簿上残しても仕方がないという合理的な考えに立つのは当然だと思いますが、今議会でも出てきましたが、債権放棄の滞納期間が2年とか3年というものを目にする、一括で落として以降、どういう指導、管理をされているのかわかりません。

例えば、これは4年しか経過していないから議会には来年出しましょうみたいなことでリストアップしているなら、そういう表は一括で出させていただきたいと思います。各担当課に対して、一件でも減らすという指導は債権管理対策室の通常業務だと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤債権管理対策室長 まず、担当課への指導についてですが、4月から5月にかけて、各債権所管課における年間の徴収計画の確認、6月から7月にかけて決算及び滞納繰越債権の徴収方針決定を行うヒアリングの実施、12月には債権回収業務を行う中で新居浜市債権管理条例第19条に規定する債権放棄要件に該当する案件について債権所管課とヒアリングを行い、放棄やむなしとされた案件を債権管理委員会の承認のもと、専決処分により債権放棄しています。

ヒアリングの中での話ですが、滞納繰越案件については、時間の経過とともに回収が困難になりますことから、早期の滞納解消に向けて積極的な滞納整理の助言をしています。また、滞納整理事務においても、債権所管課の支援及びスキルアップのため、共同訪問催告や共同処理予告、債権管理対策室との連名での法的措置及び訴訟などの法的措置等を実施しています。さらに、実効性を高めるため、来年度からは徴収担当ワーキングチームを設置し、定期的な研修を行うことによる人材育成及びスキルアップを図りたいと考えています。

債権管理対策室としては、早期着手が非常に重要であると考えていますので、滞納になった分については、相手と早期に接触して早期にお支払いいただくということを実行したいと考えています。それと、払えるのに払わない人と払いたくても払えない人を区別して、そのケースごとに方針を早期に決定して滞納整理を行っていきたいと考えています。

○委員（大條雅久） 再度お答えいただきたいんですが、数値管理はされていますか。例えば、滞納になって1年たったものが仮に50件あったら、その次の報告までに何件減ったのか、減ってないのか。そういったものは一覧表としてお持ちですか。

○近藤債権管理対策室長 出納閉鎖後の繰り越し件数と滞納額については把握しています。債権管理対策室で共同処理のためにヒアリングを行いますが、担当課から話があった分については共同処理していますが、共同処理までの間は担当課が主で行いますので、御指摘がありましたように、滞納分を早期に担当課と共同で徴収するというような体制を強化して滞納額の減少に努めたいと考えています。

○委員（大條雅久） 例えば水道なら三月目から督促をされるが、議会には3年たまってた分が債権放棄で上がってきます。3カ月とか6カ月というのは、その時点で転居されたか、市外へ転出されたかして、追いかけれなかったという数字だとわかりますが、過去には、ずっと市内におられて7年、8年というものもあり、今は5年を超えないと思いますが、結局時効の宣言をしていないから長くなっている。ちゃんと個別の報告を聞いていかないと、管理対策室として通常業務をし

たことにならないと思いますが、いかがですか。また、事前に債権放棄の候補リストみたいなものは提出できるのですか。

○近藤債権管理対策室長 私債権について債権放棄をしています。水道料金の時効は2年です。2年ですが、下水道の時効期間の5年にあわせて徴収できる権利として5年残していますので、5年経過したものを債権放棄しています。

それと、御指摘のあった長期間滞納された方については、放棄をするという相手の言葉がないので、徴収の権利だけ残していますが、担当課で徴収できないということになれば、放棄しています。件数は把握していますので、リストは持っています。

○委員（岩本和強） 債権管理対策室ができたときに、担当課にしっかりと責任を持って徴収率を上げてもらうという目的が第一だったと思います。もう8年が過ぎていると思うので、その体制がまだできていないというのが一つ問題だと思います。例えば、国保課は債権管理対策室におられた方が徴収率を上げている。債権管理対策室だけの問題ではないと思います。担当課に対して、しっかりした権限を持たせてもらっているのだから、強い指導もできる。

○近藤債権管理対策室長 担当課の中で徴収担当を決めていますが、人員不足ですので、徴収専門の職員がいる課は正直言って少ないです。併任で徴収していますが、やはりスキルがなかなか上がらないということで、いまだに債権管理対策室と共同で徴収しています。それについては、人事課に対して徴収専門の人員の配置や、各種徴収の研修への参加をお願いするという依頼はできますが、我々の権限で徴収の人員をつけるということは言えませんので、地道にフォローアップしていきたいと考えています。

午後 0時05分休憩

午後 0時59分再開

#### 庁舎管理費

○委員（山本健十郎） 1点目は、庁舎の管理は住化ロジスティクスだと思うが、職員数、主にどんな事業しているのか、2点目は、当初予算とその事業内容について伺います。

○**菅管財課長** 市庁舎の総合管理業務については、委託先の住化ロジスティクス株式会社西日本事業本部との契約が、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年の長期継続契約であり、本業務の従事者数は36名、交代で勤務しています。

主な委託業務内容は、空調、電気、衛生、消防、その他の設備に係る運転・保守及び管理・測定業務、継電器及び冷凍機等の保守業務、清掃業務、夜間の警備・保安業務、駐車場の警備・整理業務であり、そのほかこれらに附帯する業務を委託しています。

次に、事業及び予算内容については、庁舎管理費は、市庁舎、港務局が入っている繁本別館、総合倉庫、消防庁舎等の維持管理に関する経費であり、平成30年度当初予算は1億7,929万9,000円で、その内訳は宿日直の非常勤職員4名の報酬565万5,000円、共済費85万円、需用費が5,732万3,000円で蛍光灯やトイレットペーパー等の消耗品費、電気料金と水道料金、下水道使用料の光熱水費、施設修繕料などです。役務費は1,195万円で電話料金などの通信運搬費や水質検査、施設修繕等の手数料などです。

次に、委託料は8,694万7,000円で庁舎総合管理業務、電話交換及び総合案内業務、エレベーター保守管理業務などです。また、使用料及び賃借料は1,386万9,000円で、総合防災拠点施設敷地内の民有地、議員等駐車場及び公用車駐車場の借地料や庁舎電話交換設備、電算機用発電設備リース等の器具借上料などです。その他、庁舎修繕に係る工事請負費200万円、備品購入費60万円、防火管理協会の会費などの負担金補助及び交付金10万5,000円です。

#### 納税貯蓄組合費

○**委員（大條雅久）** この補助金によって支援されている活動内容、納税貯蓄組合の現在の構成団体、数とか人数、組合員数、活動状況についてお答えください。

○**白石収税課長** 納税貯蓄組合への補助金で支給している活動費については、単位組合に対し、会場借り上げ費や市連合会活動への交通費などの経費を新居浜市納税貯蓄組合連合会事務局である収税課が補助金の申請、交付事務を取りまとめて支給していますが、平成26年度に単位納税貯蓄組合に補助金交付を行ったのを最後に平成27年度以降

は、補助金交付申請がありませんので支給していません。対象の補助金の内容は変わっていません。

次に、納税貯蓄組合の構成団体と活動状況ですが、新居浜市納税貯蓄組合連合会は、平成29年度に2団体より解散届の提出があったことから、現在市内の町内会や商店街などから成る19の単位組合で構成されています。単位組合の活動報告は、平成27年度以降報告されておらず、連合会活動のみとなっています。

新居浜市納税貯蓄組合連合会活動としては、納税教育推進活動として毎年7月に連合会長と事務局で市内全11中学校を訪問し、税についての作文を提出依頼し、中学生に税に関する認識を深めてもらい、提出作文は選考により優秀作品を表彰しています。また、毎年11月の税を考える週間に合わせて新居浜税務署や東予地方局、新居浜法人会、新居浜関税会、新居浜青色申告会とともに連携をとりながらチラシ、ティッシュを配布するなど、口座振替推進・啓発活動等を行っています。

○**委員（大條雅久）** 市内の中学生に納税意識の高揚など、教育上とてもいいことをされているとは思いますが、納税貯蓄組合連合会の実態はあるのですか。もう市が単独でされてもいいような実態になっている印象がありますが、いかがですか。

○**白石収税課長** 総会を年に一度行っており、また会長等が役員会も開き、女性部もあります。去年は女性部の会合も総会にあわせて行っています。実態的には少数の役員の方だけで運営しており、収税課が事務局として一緒に会議と先ほどの行事ごとをしているという状態です。

#### 人件費（常備消防費）

○**委員（岡崎博）** 参考資料に一般職133人と書いてありましたが、現在充足率はどの程度か、県平均、全国平均もあわせて教えてください。

今後の問題ですが、高齢化がこれから急速に進んできます。数年間の救急車などの出動件数の推移がわかれば教えてください。また、南海トラフ地震発生の確率がかなり上がってきたということも含めて、今後の増員計画を教えてくださいと思います。

○**神野総務部次長（人事課長）** まず、消防庁が定めている整備基準に対する充足率についてですが、現在、新居浜市の消防の条例定数は134名

で、平成29年4月1日現在の実数も同数です。消防庁で3年に一度実施される実態調査の中で消防力の整備指針に基づいた整備目標、整備率が出されていますが、平成27年度に行われた調査において、新居浜市は目標とする人員は208名と示されています。これに対して現在134名ですので、64.4%になります。全国と愛媛県の状況については、平成27年の数字では、全国の平均が77.4%、愛媛県の平均が72.9%となっています。

次に、救急車の出動件数、出動状況についてですが、平成10年が3,300件程度、平成15年が4,062件、これが平成23年に5,000件を超えており、平成29年までの7年間は5,000件余りの数字で推移しています。

次に、今後の増員計画ですが、消防の職員数をふやすためには、まずは条例定数を改正する必要があります。今回は、平成15年4月に定数を116名から134名に改正しており、そのときには、消防職員の定数は何人が適正かを検討する庁内の消防職員定数検討委員会を設置し、そちらで審議をした結果を受けて条例改正をしています。まずは増員が必要かどうかをそういう機関を設置して検討し、その結果に基づいて決定していくという流れになるのではないかと考えています。

最後に、大規模災害の対応については、東日本大震災や阪神・淡路大震災などの大規模災害時に、消防職員や警察職員、自治体の職員だけで対応するのは限界があるというのが立証されており、日ごろから行政と事業者、市民等がそれぞれの役割を果たす、自助、共助も含めた体制の整備をしていくことが重要だと考えています。

○委員（岡崎博） 条例定数の改定はいつ検討されるのですか。その予定はあるのでしょうか。

○神野総務部次長（人事課長） まずは消防本部を中心に、現状がどうかということから始めて検討すべきではないかと考えています。

午後 1時16分休憩



午後 1時22分再開

## <第2グループ>

議案第21号 平成30年度新居浜市一般会計予算  
○加藤福祉部総括次長（説明）

<質疑>

### 生活安定資金貸付事業費

○委員（大條雅久） この事業は、いつから始めたどのような事業だったのでしょうか。貸付事業は、現在も行われているのでしょうか。貸し付けをした資金の返済状況はどうなっていますか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 生活安定資金貸付制度は、昭和50年に愛媛県が開始した事業で市民税非課税世帯または翌年度に非課税となることが予想される世帯に対し、資金の貸し付けを行う制度です。

貸し付けには、日常生活を維持するために必要な経費を貸し付ける生活資金（限度額10万円）、負傷または疾病の療養に必要な経費を貸し付ける療養資金（限度額15万円）、災害からの立ち直りに必要な経費を貸し付ける災害資金（限度額30万円）の3種類で、貸し付けの条件としては、市内に居住する20歳から64歳の方で前年度市民税納付済みで当該年度市民税課税世帯である連帯保証人が2名必要となっています。また、生活保護及び他の同種の制度の貸し付けを受けている世帯は対象外で、生活資金と療養資金の重複貸し付けは不可となっていました。3年以内に償還する必要があり、その間は無利子です。

この貸付制度は、平成15年4月で終了しています。

貸し付けた資金の返済状況について県に確認いたしましたが、市町単位での管理はしていないということで、事業実施期間に県が貸し付けを行った人数は5,947名、債権額7億6,085万8,122円です。平成29年3月末時点での返済状況は5,417名、6億9,750万4,592円で回収率は91.7%です。新居浜市の3月末時点での債権者については122名、債権額は1,032万6,000円です。

○委員（大條雅久） 貸付業務が平成15年4月で終了し、本来なら3年以内で返済が終わるということですが、その期間が過ぎて既に10年たっているんですが、毎年のように10万円ほど事務費をかけて何をされているのですか。これは、もう終わってもいいのではないですか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） この事業は、愛媛県の委任事務である生活安定資金の償還及び滞納整理事務を実施するというところで、県から委託を受けており、補助率は10分の10で、市のほうでやめることはできません。

### 就学前医療助成費

○委員（小野辰夫） ことしは非常にインフルエンザが流行しましたが、インフルエンザの予防接種が助成対象にはならないのか、お伺いします。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） インフルエンザに罹患し、医療機関で受診した場合の医療費一部負担金は助成対象にはなりますが、予防接種は助成の対象になっていません。

### 児童手当費

○委員（井谷幸恵） 児童手当費の内訳、推移、教材費に充てることができるか、お伺いします。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 児童手当費20億5,167万円の内訳ですが、3歳未満が1万5,000円、3歳以上小学校修了前の児童については、第1子、第2子が1万円、第3子以降の児童が1万5,000円、中学生は1万円の児童手当が、ほぼ全体の97.3%に当たる約19億9,600万円、所得制限により児童の年齢等にかかわらず5,000円の特例給付が、全体の約2.7%、約5,500万円と見込んでいます。

次に、ここ二、三年の推移ですが、平成27年度は延べ支給対象児童数が18万8,085人、児童手当が20億1,891万円、特例給付が4,970万円。平成28年度は延べ支給対象児童数が18万5,928人、児童手当19億8,766万5,000円、特例給付が5,345万円。平成29年度は見込みの数字ですが、延べ支給対象児童数が18万2,590人、児童手当19億5,186万5,000円、特例給付が5,352万円です。

児童手当を教材費、給食費に充てることができるかについてですが、児童手当法第21条で、受給資格者がその支給を受ける前に、市町村に対して児童手当の額の全部または一部を学校給食費や保育料等の支払いに充てるといふ旨を申し出たときは、市長は児童手当から徴収することができるかと規定されています。具体的には学校給食費、幼稚園、保育園の保育料、学校の学用品の購入に要する費用、放課後児童クラブの利用料などに受給資格者の同意のもとで充当が可能となっていますが、教材費については、教育委員会の所管であり、さきの一般質問の教育長の答弁でもあったかと思いますが、児童手当を充当するための前提となる要件を今の段階では満たしていないという問題もあると伺っていますので、現状では難しいと考えています。

現在充当している学校給食費と保育所の保育料

については、実際には滞納されている方と直接話をして、滞納分を児童手当から充当しており、今のところは滞納分を引き続き充当することで考えています。

### 東新学園費

○委員（山本健十郎） 1点目、予算と事業内容について、2点目、入園者の現状と職員数について、3点目、施設の方向性を示すときのようなのですが、本年度どのような形で取り組もうとしているのか、具体的にお答えください。

○高橋東新学園長 まず、予算と事業内容についてですが、総事業費は5,201万8,000円で、予算の主なもの、臨時職員1人、非常勤職員3人の人件費、子供のおやつ代などの賄材料費、夜間宿直寮母業務委託料、給食業務委託料などの委託料、児童の教育費、被服費、就職支度費、進学支度費である扶助費などです。次に、入所児童は平成30年3月1日現在で18人が在籍しています。内訳は男子13人、女子5人で、年齢別では、1歳から5歳までの幼児が6人、小学生が7人、中学生が2人、高校生が3人です。職員数は、正規職員が10人、非常勤職員は3人です。平成29年6月から給食業務を委託しており、非常勤の調理員5人は減員となっています。

○藤田子育て支援課長 施設の方向性については、ここ数年来方針をお示しできていないということで大変申し訳なく思っています。東新学園の建てかえ方針の決定に当たりましては、これまで公設公営または公設民営での考え方で進めてきましたが、昨年度からは民設民営を選択肢に入れた中での検討を重ねています。今年度、福祉部内において一定の方向性に絞り、現在はその方向性における課題である施設整備にかかる補助金またはスケジュール等について具体的に愛媛県、国と協議を行っているところです。協議が整い次第、早い段階で建てかえ方針として決定したいと思っています。

○委員（山本健十郎） 今年度に方向性を出すのですか。それとも補助金とかいろいろな形の中で取り組まれるのか。県内では、確か広域事務組合の運営が1カ所、市の運営が1カ所だけだったと思います。予算書を見ても、県は1,854万4,000円しか補助していない。再三、県にも言うべきではないかという話をしましたが、給食を委託したり職員も減数して改善しているとは思いますが、方

向性がはっきりわからないのですが、もう一度お答えください。

○藤田子育て支援課長 東新学園の建てかえ方針の決定については、市としての方針決定は、今年度中は少し難しいと思っています。部としての方向性は一定に絞りましたが、そこにかかる問題があり、一番は施設整備にかかる補助金ですが、それが確定でき次第、正式に市の方針ということで決定したいと考えていますが、恐らく来年度にかかるのではないかと考えています。

○委員（山本健十郎） いずれにしても新居浜市が何らかの形で建設をして委託と、私は県に引き取っていただくべきだと思いますが、方向性は建設に向けて進むという考えで、まだ部単位の話だと思いますが、方針が決まっていれば言ってください。

○藤田子育て支援課長 部内での方針決定は最終段階にはなっていますが、その中の課題について県と具体的に協議をしていますので、この場ではお答えしかねるということで御理解ください。

○委員（岩本和強） 予算の内訳の教育費について、例えば就学援助のような準要保護の扱いにはできないのですか。

○高橋東新学園長 扶助費の教育費については、義務教育にかかる学習費、校納金、給食費、教科書代については全額県の措置費の対象となっています。進学した場合も県からいただけることになっています。

○委員（岩本和強） 施設の建設については、平成15年に広瀬公園のところ合築という話があって、1千万円以上かけて基本設計までしたと思いますが、その後災害や地元の反対があって、西滝グラウンドで慈光園と合築だったのが分離することになり、角野地域に根差しているから角野にという方針になったと思いますが、建設場所は現在地ということで確定しているのですか。

○藤田子育て支援課長 平成25年度に、現在地に公設で建てかえるということで、一度方針が決定しましたが、その後、本来市がやるべきなのか、県であったり3市の連携協力できないのかといったことも出てきて、方針自体の検討、見直しをする中で選択肢として出てきたのが民設民営です。具体的にはこの2年間でその問題点や採算性、国の進める小規模グループケア化での建てかえ、そういったことも含めて、今のところ現在地

での建てかえについては白紙と考えています。

○委員（岩本和強） 最近の市長答弁を聞いていても民設民営がほぼ見えてきているような気がしますが、平成24年の市長答弁を見ても、社会的に恵まれない子供たちは公がしっかり責任をもって見るべきだとあります。それから考えが変わってきていますが、私は公が面倒を見るべきだと思います。よく議論になる新居浜の子供が少ないというのは、最近の資料では、18人の子供のうち、新居浜市の子が9人、西条市が4人、四国中央市が2人、今治市が2人、坂出市が1人となっていますが、DV等で他市の子供を新居浜で保護し、逆に新居浜に住めなくなって他市で保護されているケースもあります。新居浜市が50年近く経営してきたので、運営については考えるべきだと思いますが、もう大体民設民営に決まっているのですか。

○藤田子育て支援課長 民設民営を選択肢に入れて検討を重ねており、部としての方針決定の最終段階で、市としての方針を議員の皆様にご説明する段階ではないということで御理解ください。

○委員（岩本和強） 新居浜市で民設民営を想像したら、すぐに社会福祉法人が浮かんできますが、実際にできるのかすごく心配だし、全国では民間で運営しているところがたくさんあるとお聞きしましたが、全国でそういうノウハウを持っているところをイメージしているのですか。

○藤田子育て支援課長 市が直営を続ける場合と社会福祉法人のような民間が運営する場合のメリット、デメリットがそれぞれあると思いますが、必ずしも民間が運営することが公設公営よりも劣るとは考えていません。以前にも問題として出てきたのは、公設公営の場合は、乳児の時から20歳までその施設で過ごす子供がいる中で、親がわりになる職員が三、四年で異動してしまうということがあります。そういう点は、民間であれば基本的にはその職員が長きにわたって子供の擁護に当たれるという、子供にとっては安定した安心した環境で過ごせるというメリットがあるのではないかと考えています。

○委員（岩本和強） 確かに市の職員の場合は、最近5年間で平均4.1年とお聞きしましたが、中には17年、20年と長く携わっている方もいらっしゃいます。揚げ足取りではないですが、民営であれば確かに長く担当されますが、その方の資

質が悪ければ、逆にその子供たちは不幸になるので、その場合、市はどこまで関与できるのか、その辺はどのように考えていますか。

○藤田子育て支援課長 仮に民設民営になった場合の施設の運営については、市が立ち入り調査や監査に入る対象の施設には当たらないと思いますので、公設公営の場合もそうですが、施設を所管する県が適正に運営されているかチェックすると思っています。

○委員（岩本和強） この施設の小規模グループケア化は確定ですか。

○藤田子育て支援課長 基本的に今から建てかえる、あるいは建設する施設については、国の小規模グループケア化の方針にのっとった施設ということ考えています。

○委員（神野恭多） 建物の状況を具体的にお願いします。

○高橋東新学園長 東新学園は昭和45年4月に建築され、48年を経ており老朽化が著しくなっています。平成29年5月に行った建築基準法第12条第2項の規定による定期点検では、外壁及びひさしにクラックが多く、落下のおそれがあるとの結果報告があったため、危険を回避するために応急処置の工事を行っています。そのほか、設備の故障などで生活に支障があるものについては修繕を行っています。しかしトイレ、風呂場、窓などが老朽化により使いづらくなっている現状で、また、古い建物であるため耐震強度が弱いという懸念があります。

○委員（神野恭多） 48年たって老朽化が進んで、いろんな危険を応急処置で補っているところに18人の子供が住んでいるという非常にありえない状態が続いていると思いますが、この問題は正直議員になって初めて知って、3年間聞いてきました。今年度ようやく少し進展したのかと思いましたが、子供を真ん中に考えたときにお金じゃないと思います。まずは子供の安全、安心を一番に考えてほしいと思いますので、とにかくスピード感を持って進めていただきたいと思います。具体的なスケジュールをお聞かせください。

○藤田子育て支援課長 スケジュールについても、公設公営、民設民営といろいろなパターンでそれぞれ違いますが、新しい施設でのスタートは、今の段階では一番早くても平成33年度当初になると思います。

#### 生活保護適正化事業費

○委員（岡崎博） この事業の内容、予算の内訳を簡単にお願いします。

そして、生活保護は来年度の10月から3年かけて生活保護基準の引き下げが行われるということが決まっているようですが、前年度の実績、問題点、来年度からの変更も含めて、これからの取り組みについて教えていただきたい。

○山中生活福祉課長 まず、事業費の内訳としては、臨時職員の警察OBと就労支援員に支払う賃金が509万4,000円、役務費が扶養義務者調査に係る通信運搬費と医療点数等の点検をしている社会保険診療報酬支払基金への手数料として423万2,000円、委託料が医療内容を審査している医師への委託料とレセプト管理システム保守料の221万3,000円、使用料及び賃借料が生活保護システムのリース料で211万5,000円、需用費が保護手帳ほか消耗品や事務処理上必要な印刷や通信運搬、器具修繕などで133万9,000円です。

事業の内容ですが、生活保護適正化事業は、保護受給者や市民に何かを提供するといったものではなく、福祉事務所が適正に生活保護業務全般を遂行するために要する経常的な経費を適正に執行していくといったものです。

次の生活保護の基準改定に関しては、次の井谷委員の質問に絡んでくると思いますが、今お答えが必要ですか。

○委員（岡崎博） 後でいいです。

#### 生活保護費

○委員（井谷幸恵） 予算の内訳、今年度の動向、新年度の見込みについてお願いします。

○山中生活福祉課長 予算の主な内訳としては、医療扶助費が保護受給者の入院、外来に係る医療費で14億1,546万3,000円、生活扶助費が保護受給者の食事、衣類、光熱水費等生活全般に係る費用で6億5,705万7,000円、住宅扶助費が賃貸借の借家に係る家賃で2億5,440万1,000円です。そのほか介護扶助費、保護施設事務費、教育扶助費などがあります。

今年度の保護の動向ですが、平成28年度当初の被保護者数は1,260名、平成29年度当初は1,280名、3月現在で1,290名と微増傾向が続いており、平成30年1月時点での保護率は10.85パーミルとなっています。全国平均の約17パーミル、県全体の15.76パーミルよりは低くなっています



が、松山市を除く愛媛県が10.94パーミルであり、それに近い水準となっています。保護相談件数は、平成28年度が268件で、平成29年度は2月末までで228件です。また、保護の開始・廃止件数は、平成28年度の開始が123件、廃止102件で、平成29年度は2月末までで開始が114件、廃止が103件です。主な開始理由は手持ち金、累積金の減少が約半数で、世帯主や家族の傷病、失業の順となっており、廃止の理由では高齢者、傷病、障害者が多いことから7割近くが死亡による廃止で、年金や就労収入の増加、就労開始等による保護の辞退の順となっています。

次に、新年度の方針については、保護費の見直しとあわせてですが、5年ごとの基準改定の年となっています。これについては、3月14日の水曜日に県で基準改定の説明会がありますので、遺漏のないよう対応します。なお、保護基準は1級地1から3級地2まであり、本市は3級地1です。

基準改定に関しては、新聞等でも報道されており、生活費の減額が強調されているものも見られますが、厚生労働省の概要を見てみますと、多くは人口規模の大きい1級地や2級地などの都市部の見直しが大きく、3級地1の本市へは大きな影響はないものと考えています。また、見直しにあたっては、5%以上変動しないよう激変緩和措置があり、本年10月から3段階で進められるようです。

#### **生活困窮者自立支援事業費**

○委員（岡崎博） 生活保護を受ける人が最近だんだんとふえてきていますが、自立支援ということで、この事業の内容と内訳、実績はどうだったのか。

これからの取り組みですが、政府の予算が今、国会に提出されており、自立相談、家計相談、それから就労準備などで補助率をかなりアップしたと聞いていますが、これからの取り組みに変化があるのか伺いたいと思います。

○山中生活福祉課長 まず、事業の内容ですが、自立相談支援事業と住居確保給付金事業があります。事業費の内訳としては、自立相談支援事業が1,591万7,000円で、事業全体が生活保護のように生活困窮者に対し金品を支給するといったものではなく、相談者に寄り添い、抱えている問題点を整理し、自立に向けて支援していくといった人的支援ですので、その大半となる1,425万2,000円が

人件費で、166万5,000円が事業展開のための事業費となっています。なお、自立相談支援事業については、平成27年度当初より、社会福祉協議会に業務委託して、事業推進しています。もう一方の住宅確保給付金事業は、就労能力や意欲のある方で、離職に起因して住居を失った方や、そのおそれのある方に対し給付するもので、単身世帯、複数世帯ともに2世帯の最大延長期間9カ月を見込んだ133万2,000円です。

次に、自立相談支援事業の実績としては、平成28年度の新規相談件数が191件、平成29年度12月までで242件となっており、支援プラン作成件数は、平成28年度47件、平成29年度12月までで34件、支援の結果、就労を開始した方が平成28年度4名、平成29年度12月までで13名となっています。住居確保給付金事業については、65歳未満で離職2年以内とか、主たる世帯の生計維持者であること、常用就職を目指すことなどのほか、収入の限度、保有資産、ハローワークでの求職相談など、全部で8項目の条件があり、全ての条件を満たす方がいなかったため給付の実績はありませんが、数カ月から1年以内の短期間生活保護を受給されて、その後自立された方もおり、平成29年度では8名の方がそういった形で自立をされています。

新年度の取り組みですが、事業の開始年度から累積してきている相談技術の向上や関係機関、団体との円滑な連携を図りながら、積極的にアウトリーチによる相談対応もしながら、一人一人に寄り添い、自立に向けた支援を行えるよう、地道な努力を続けたいと考えています。

#### **家族介護者慰労金支給事業費**

○委員（岡崎博） どの程度の世帯が支給されているのかという内訳と、今後、高齢化や政府の政策のもとで、対象者が大きくふえていくと思いますが、対象者の生活実態はどういう状況なのかというのが心配ですが、それを踏まえた取り組みを簡単に教えていただけたらと思います。

○木俣介護福祉課長 まず、事業の内容と事業費についてですが、この事業は中重度の介護を要する高齢者の方を在宅で介護している介護者の方に対して慰労金を支給するものです。対象者は介護者、要介護者ともに新居浜市在住の非課税世帯の方で、介護を要する方については要介護度4以上で、日常生活の自立度が障害者の方でB1以上、

認知症の方でⅢ a 以上、ほぼ寝たきりの方と認知症に関しては重度の方が対象です。介護保険料の所得段階が1段階の方には月額7,000円、2段階と3段階の方には月額5,000円を年間2回、10月と4月にまとめて支給しています。

今年度の内容ですが、この事業は平成27年度から一般会計分と特別会計分の2つに分かれており、介護サービスを利用していない方については特別会計で支給するという事になっています。今回御質問のあった一般会計分については、平成29年10月の支給対象者が72名、特別会計分は4名で、合計で76名が支給対象になっています。

それから、今後の方針ですが、今後在宅で介護を要する方が増加することが想定されており、その中でも重度の方がふえてくることも考えられます。そういったことも踏まえて、在宅での介護者への支援がますます求められるようになっており、この事業だけでなく、ほかの施策も含めて、在宅で介護をされている方への支援については検討をしたいと考えています。

午後 2時22分休憩



午後 2時31分再開

#### 見守り推進員活動費

○委員（小野辰夫） 昨年の予算と比べて、ことは減っています。推進員は非常に高齢者が多いですが、これでやっていけるのかどうかお伺いします。

○木俣介護福祉課長 この事業については、在宅で生活するひとり暮らしの高齢者の方を地域住民と一体となって見守り安否確認をすることで、住みなれた地域で安心して暮らしていける体制をつくる事業です。原則70歳以上の独居高齢者の方が対象で、おおむね対象者10人に対して見守り推進員1人の割合で配置をするという原則です。原則として週1回対象者の安否確認を行うこととされていますが、これは必ずしも訪問して面談をするということを義務づけているわけではありません。見守り推進員の研修等で示している内容としては、訪問をするほか、電話、外出先での確認、新聞とか郵便物での確認、窓の開閉とか洗濯物の出し入れによる確認、家の電気がついたり消えたりしていることの確認、そういったことで安否を

確認するというような内容になっています。

予算額については、想定される人数に対する見守り推進員の数に基づいた計算であり、少し減額にはなっていますが、事業の実施には支障がないものと考えています。

○委員（永易英寿） 現在の見守り推進員の委嘱数と、報酬単価についてお伺いします。

○木俣介護福祉課長 見守り推進員の委嘱数は、平成29年4月1日現在の見守り対象者が3,216人で、これに対する見守り推進員の必要数が280人となっており、現在配置数としては278人で2人不足しています。

見守り推進員は、地域の中から社会福祉協議会の支部長の推薦により、市長が委嘱をするという形をとっています。活動報告書の提出義務などがあることから、見守り対象者1人に対して月額100円の実費弁償費という形で、支部社協を通じて支払っています。

○委員（永易英寿） 見守り推進員の単価、1人につき月100円という基準ですが、算出根拠をお伺いします。

○木俣介護福祉課長 単価の根拠ですが、もともと月額で決めていましたが、見守り対象者数が若干違いますので、一人当たりの額に変えた結果がこの単価です。この単価については、もっとふやしたほうがいいのか、今のままでいいといういろいろな意見があります。これ以上ふえると逆に自分の責任が重くなるので、今のままがいいという方もいらっしゃいます。

ただ、見守り推進員が現在不足しています。なり手がなかなか見つからないという御意見も伺っており、実費弁償費のあり方も含めた見守り活動に対する問題点とその解決方法について、担当している社会福祉協議会と協議していこうとしているところです。

○委員（永易英寿） 私も支部長なので見守り推進員の推薦をしていますが、交代するときはなかなか次の人が見つからず、同じ町内の中で欠員のところを見てもらわないといけないという状況が続いていますので、1人当たりの単価が500円になっても負担感が高い。また、どこの校区もそうだと思いますが、大体70歳以上の方が見守り推進員をされており、その中には見守り対象である独居高齢者の方もたくさんおられるので、早急に直していただきたいと思いますが、協議のスケジ

ジュールはわかっているのでしょうか。

**○木俵介護福祉課長** 具体的なスケジュールは、まだ何も決まっていませんが、内容としては、見守り推進員のなり手が少ない理由、見守り推進員の負担感の原因をいろいろ話はしていますが、一番大きいのが個人情報の関係で、例えばどうも自宅にしばらくいないみたいだが、自宅で倒れているのか、病院に行っているのか、施設に入っているかわからない、そこが非常に不安だとおっしゃられる方が非常に多いです。これについては、市役所にも時々問い合わせがありますが、施設に入っていますとお答えすることができないので、いろいろ手段を考えるのですが、例えば長期間不在になるときは担当の見守り推進員に伝えてください、民生委員に伝えてくださいということがちゃんとできていれば、こういった問題は大幅軽減するのではないかと。それから、医療、介護、地域との連携の中でこういった問題が解決できるのであれば、少し負担感が減るのではないかとということもありますので、そういった点も検討しながら一緒に進めていきたいと考えています。

**○委員（永易英寿）** そういった連絡ができる方であれば、見守る必要がないと思います。そういった内容など、いろいろ皆さんからアンケート調査もしていただきたいと思いますが、推進員にアンケート調査をする予定はありますか。

**○木俵介護福祉課長** 現時点ではアンケート調査は考えていませんが、社会福祉協議会、支部の方たちといろいろ話をしながら、問題点を把握していきたいと思っています。

**○委員（米谷和之）** 見守り推進員のおかげで、実際におうちの中でお年寄りが倒れていたのを発見したというような事例は、昨年度あるんでしょうか。

**○木俵介護福祉課長** 年度ごとの集計はとっていませんが、見守り推進員に活動報告書を出していただくようになっており、その中で、声をかけてもいないので民生委員にお願いをして聞いてみたら対応ができたとか、いつも戸が閉まっているので気になって近所の人に聞いたがよくわからず、何度か足を運んでいると親戚の方が見えられて、様子を聞くと、ベッドから落ちて入院していたというようなことがあったというような事例はあるようです。また、見守り対象者でいなくなる方がいたので、民生委員を通じて調べてみると、行

方がわからなくなって警察で保護されていたという事例もあるようです。

**○委員（米谷和之）** 実際にこの活動でお年寄りが助かったというのは何件ぐらいあるかわかりますか。

**○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長）** きょうは件数の資料を持ち合わせていませんが、2カ月ほど前に、自宅にいるようなのに返事がないと見守り推進員から民生委員と包括支援センターに連絡があり、衰弱していて緊急入院したというようなケースがあり、この半年でも大体2カ月に1件ぐらい私の耳に入っていますので、そういう形で命を無事取りとめたというような事例は実際にあります。

**○委員（米谷和之）** 例えばこの事業でお年寄りが倒れていたのがわかったというケースが年間100件あるのか、1件しかないのかによって、この事業の意義自体が大きく変わってくると思います。ですので、今言ったように何件とか、何人とか、毎年もう少し詳細な情報の把握が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○木俵介護福祉課長** 結果を数字で追っていくことが必要ではないかという御意見だと思いますが、それについては今後きちんと数字としてお示ししたいと思います。しかし、本来この事業は見守りによって助かった方がゼロになるというのが一番いいことであり、見守り推進員が活動することで、独居高齢者が少しでも安心することが大切なのではないかと思います。地域包括ケアも含めた地域全体での取り組みの中に、こういった見守り活動の概念も入っていますので、そういったことも含めて事業としてはやっていきたいと思っています。

#### 予防給付ケアプラン作成事業費

**○委員（井谷幸恵）** 事業の内訳、内容、来年度の見込みをお伺いします。

**○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長）** まず、事業費の内訳ですが、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として活動するための経費として、介護支援専門員等の非常勤職員、臨時職員の人件費、研修費等で2,787万8,000円、居宅介護支援事業所へのケアプラン作成委託料4,375万円、介護予防支援事業者の運営管理費として需用費、役務費等で38万1,000円、合計で7,200万9,000円となっています。

次に、事業の内容についてですが、本事業は、要支援1、2に認定された高齢者に対し、介護予防サービス、その他の介護予防事業等を組み合わせ、要介護状態にならないよう、また心身の状態が改善するように自立支援に向けた適切なサービスを提供していくものです。ケアプラン作成については、地域包括支援センターで行うほか、一部を居宅介護支援事業所へ委託して、効率的に事業を進めています。

今後の見通しについては、要支援認定者、事業対象者を合わせた人数が今後3年間で8%程度増加すると予測しています。平成30年度は、その予測数を平成29年度の実績に基づき、サービス利用率、介護予防給付と総合事業分の割合をもとに、ケアプラン予定件数を1万5,992件、うち委託件数1万992件として予算化をしています。

#### **敬老地域ふれあい事業費**

**○委員（藤田幸正）** 連合自治会へ敬老会事業として交付金を支出していますが、事業の目的と、来年度5年目になると思いますが、近年の事業実施の内容と結果についてお尋ねします。

**○木俣介護福祉課長** まず、近年の事業実施の内容と結果についてですが、平成27年度が150自治会から請求があり、5,965人が参加しています。平成28年度は162自治会で参加者5,779人、平成29年度は現時点での見込みですが、138自治会で参加者が5,900人です。平成29年度は前年度に比べて自治会数が減少していますが、これは単位自治会で行っていたものを連合自治会で一緒にやるとことなどから自治会数の数字は減っていますが、参加者数はふえています。それから、平成29年度は新たに施設入所者を対象としたため、施設での参加者については、9施設で343名です。

本事業は、あくまでも自治会が地域の高齢者その活動の中に呼び込んでいくということで、引きこもりがちな高齢者の方の社会参加を促進するというのが一番の目的です。

現状としては、事業を実施している自治会が全体の大体半分ぐらいです。平成29年度の参加者5,900人は、全体の割合では約22%です。これをどうやってふやしていくかというのが非常に大きな課題であると考えており、参加自治会をふやすために、平成30年度は事務手続を少しでも簡素化して申請しやすくする取り組みを地域コミュニティ課も含めて、関係各課と協議をしながら進めて

いきたいと考えています。参加者自体をふやす取り組みとしては、地域で引きこもりがちな高齢者の社会参加を促す自治会の活動がもっと活性化することが必要だと思いますが、それと同時に健康長寿地域拠点づくり事業など身近なところでの介護予防や拠点づくり事業をより推進していくことで、高齢者の社会参加が促進されるのではないかと考えていますので、そういった施策を進めていきたいと考えています。

**○委員（藤田幸正）** 全体の対象者は22%ぐらいということで、よく引きこもりがちな人を出そうというが、ここへ出てくる人はみんな元気な人です。本当に必要なのは、今言われたように、引きこもりがちな人を社会参加というか自治会活動の一つとして地域の中へという部分ですが、これだけの金額が予算化されていますが、実績はそれほどでもない。平成29年度は施設入所者を対象としたので343人ふえたと言われますが、それでもこれだけの金額は到底予算執行されていない。なぜ実績はそこまでないのに、毎年同じような額を予算計上するのかなと思うので、お尋ねします。

**○木俣介護福祉課長** 決算額では平成26年度が800万円、平成27年度が864万5,000円、平成28年度が851万9,000円、平成29年度は899万4,000円と、今年度は、施設の方も含めるので少しふえているという状態です。これをふやすのが重大な課題であると考えていますので、予算はそれを想定した上で頑張っていこうという決意のあらわれとっていただけたらと思います。

**○委員（藤田幸正）** これは地域の自治会にお願いして地域の活動として取り組んでいただいているので、連合自治会がその頭になってしてもらわないといけないのですが、連合自治会の意見はどうですか。

**○木俣介護福祉課長** 実際に事業を行っている自治会のほうからは、もう少しふやしていただきたいという意見もあります。1人1,000円プラス会場割ということで交付金をお支払いしていますが、一人当たり1,000円では弁当代にもならないというような厳しい御意見もいただいています。そのほか、一人当たり1,000円はいいが会場割をもっとふやしてほしいというような御意見もあります。

そういったものは当然検討課題として持っています。平成30年度については、とりあえず目

の前のできることからやろうということで、申請  
 手続の簡素化に取り組みたいと考えています。

○委員（藤田幸正） 実施している自治会の数が  
 半分以下、それだけ魅力がないという見方もあり  
 ます。平成16年まで敬老会事業で大体5,000万円  
 余り使っていたのを災害等でやめて、石川市長に  
 なって要望が強いとかいうことで復活したのでは  
 ないかと思います。来た人だけで、行かなければ  
 いけないのか、不公平だということをよく言われ  
 るので、行政としてこれだけの事業に取り組むの  
 に、自治会に任せているというのではなく、もっ  
 と考えるべきではないかと思うので、お尋ねしま  
 す。

○木俣介護福祉課長 確かに、参加できない方を  
 どうするのかという意見もいろいろいただしてい  
 ます。この事業に関しては、現時点では参加を前  
 提として組み立てている事業ですので、身体的な  
 理由等でどうしても参加できない方などは、対象  
 となっていません。当然、そういった方の社会参  
 加も考えていく必要があると思いますし、社会参  
 加ができないひきこもりの状態は、そこから交際  
 範囲が狭くなって、精神的に余り出たくないとい  
 う落ち込みになって、それからどんどん症状が悪  
 化して介護に陥るとというのが今盛んに言われてお  
 り、最初の段階のひきこもりを防ぐというのは、  
 非常に重要なことだと思っていますので、今後、  
 この事業だけでなく、いろんな施策も絡めなが  
 ら、そういった方に対しての支援は考えていき  
 たいと思います。

○委員（太田嘉一） 1,086万円ほどの事業だと思  
 いますが、参加者が5,000人と言われたので、  
 参加者1人に対して1,000円ということになると  
 500万円ぐらいになるんですが、残りの五、六百  
 万円はどう使われているのか。会場費という言う  
 方ではなくて、具体的に簡単に教えてください。

○木俣介護福祉課長 内訳としては、平成29年度  
 の実績は5,900人ぐらいですが、平成30年度の予  
 算としては6,500人分を計上しており、これで  
 650万円になります。会場割については、参加人  
 数によって区分しており、20人未満の参加者の会  
 場に関しては1会場当たり1万円、20人から50人  
 までの場合は2万円、50人以上の場合は3万円  
 で、それが大体360万円になります。

○委員（太田嘉一） 会場割というとききれいな表  
 現ですが、会場はただのところを使っているわけ

ですから、その分はどこに入っているのかという  
 ようなことをお尋ねしたいのですが。

○木俣介護福祉課長 会場割の考え方は、いわゆる  
 事務経費であり、敬老会をするに当たって参加  
 者を募集するためのチラシだとか、そういった事  
 務に要する経費ということで考えています。これ  
 はそれぞれの自治会で交付を受けていますので、  
 配付先は自治会になります。

**地域生活支援事業費、地域生活支援推進費**

○委員（岡崎博） 障害者を対象としたサービ  
 ス事業ということで、いろいろ御苦労されている  
 わけですが、その内容と内訳をお願いします。

そして、今年度の取り組みで、新年度の方針も  
 含めて、予算の変動ということでお願いしたらと  
 思うんですが。新年度の方針で、障害者の皆さん  
 は65歳になると65歳問題というのがあって、障  
 害者のサービスから介護サービスを受けるとい  
 うことで大きな問題が存在してるんですが、これは  
 介護保険のほうでお聞きます。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 地域生活支  
 援事業費と地域生活支援推進費を一緒にというこ  
 とでしたので、一緒にお答えします。

まず、地域生活支援事業費は推進費と同じ目的  
 です。障害者が自立した日常生活または社会生活  
 を営むことができるよう、地域の特性や利用者の  
 状況に応じて事業を行い、障害者の福祉の増進を  
 図ることを目的としています。

地域生活支援事業費については5事業行ってお  
 り、主な事業については、外出時に移動が困難な  
 障害者（児）に対してヘルパーを派遣し外出支援  
 を行う移動支援事業711万8,000円、家族の負担軽  
 減を図るため日中に施設で一時預かりを行う日中  
 短期入所事業627万5,000円、重度の肢体不自由者  
 の家庭を訪問し移動入浴車による入浴サービス  
 を行う訪問入浴事業651万6,000円、重度障害者  
 （児）の日常生活がより円滑に行われるよう必要  
 な用具を給付する日常生活用具給付等事業  
 3,386万3,000円など、5,407万5,000円の事業で  
 す。

一方、地域生活支援推進費については10事業行  
 っており、主な事業については、障害者やその家  
 族の地域における生活を支援し、自立と社会参加  
 の促進を図るために市内6カ所の相談支援事業に  
 委託している相談支援事業委託料3,572万  
 4,000円、障害児に対し学校の放課後時間、土曜

日及び夏休みなど長期休暇期間において適切な遊びや生活指導等を実施し、障害児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労支援及び一時的な休息等、福祉の増進を図るタイムケア事業936万7,000円、障害者に対して創作活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るための地域資源である地域活動支援センター及び小規模作業所運営に要する経費を助成する地域活動支援センター事業3,038万4,000円、聴覚障害者等の意思疎通のために地域福祉課に手話通訳者を設置する手話通訳者設置事業472万6,000円など、9,036万1,000円の事業です。

地域生活支援事業は平成29年度予算が5,304万8,000円、平成30年度に比べると102万7,000円の増額となっていますが、この主な要因は訪問入浴事業利用者増に伴う給付費増によるものです。一方、地域生活支援推進費については、平成29年度予算は9,649万6,000円で、平成30年度予算に比べますと613万5,000円の減額となっていますが、主な要因はタイムケア事業を行う1事業所が放課後等デイサービスに移行したことに伴う給付費の減額、及び今年度計画策定が必要であった障がい福祉計画策定事業が3年に一度のものであるため、来年度は予算措置が必要でないためによるものです。

最後に、65歳になったときに障害サービスから介護サービスに移行したときの、そのときに一番大きな問題となっているのが、利用者負担の問題です。障害福祉サービスのときの非課税の方の利用者負担はゼロ円であるところが、介護保険に移ったときに1割負担になるというところが一番大きな問題になっているので、ここについては、詳細は来週開催される課長会議で明らかになりますので、詳細についてはまだわかりませんが、1つその部分について、65歳まで相当期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度などを勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減、償還できる仕組みを新しく創設するということになっています。

#### 後期高齢者医療対策費

○委員（岡崎博） 後期高齢者医療対策費14億5,532万8,000円、この事業費の事業の内容と内訳

をお願いしたい。

今、前期高齢者の窓口負担が70歳から2割負担ということで変更中です。これが後期の皆さんにも原則2割負担ということが将来的には検討されるという動きになつとるようです。既に、現役並みの所得の人は3割負担というのがたしか実施されていると思いますが、これらの問題も含めて、今後の来年度の見通しなどもお願いします。

○井上国保課長 1点目の事業内容と事業費の内訳です。医療療養給付費負担金としては14億2,824万5,000円です。事業内容として、新居浜市に在住する後期高齢者医療被保険者が利用した療養給付費のうち、自己負担額を除いた経費について国の定めにより負担対象額の12分の1を市から保険者に支出するものです。医療健診事業1,003万5,000円は、愛媛県後期高齢者医療広域連合から委託を受けまして、市内の後期高齢者医療保険被保険者の健康診査を実施します。そして、針きゅう事業1,704万8,000円は、後期高齢者医療被保険者が指定針きゅう院において受診する施術について、月15回を上限に、指定する利用料金の7割について助成を行うものです。

2点目の高齢者負担の増と問題点です。窓口での自己負担割合については、1割または3割と、被保険者の所得に応じて決められています。

3点目の今後の見通しです。医療保険においては、70歳から74歳、後期高齢者に入る手前の前期高齢者ですが、平成26年3月まで1割または3割でした。そして、平成26年4月に新たに70歳になる方から5年かけて窓口負担が1割負担の方については2割負担に引き上げられ、平成30年度には74歳までの方が2割負担となります。後期高齢者の窓口負担のあり方については、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえて国において検討するという事になっており、平成30年度末までに国のほうで結論が出る予定になっています。

#### 地域子育て支援拠点事業費

○委員（岩本和強） この事業は、平成5年から泉川保育園、そして朝日保育園で相談業務として始まり、交流の場も加え、最終的に8カ所になったと思うのですが、例えばラトルみたいに、業務内容が最初の2園とは全く趣が変わってきていると思うんです。それから、例えば公民館での子育てサロン、児童館、児童センターでの子育て支援

業務、それらとはどう違うのか。また公民館の子育てサロンとか児童館、児童センターの活動について連携をするというか、情報交換しながら、より高め合うとかというような考え方はおありでしょうか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 8カ所の地域子育て支援拠点ではおおむね3歳までの親子の相互交流の場であり、子育てに関するさまざまな情報を得たり、育児に関する相談をしたり、育児に関する集会みたいなものを月1回以上実施しています。最初に始めたのが平成5年度から泉川保育園、それから10年後に朝日保育園、2園が長くやっています、その後いわゆる子育てひろばとして何カ所か追加になり、最終的には今は平成28年度からは8カ所になっています。

もちろん公民館で行っている子育てサロンや児童センターでも当然親子クラブなどがあります。それらとの連携ということですが、実際のところは直接的な連携はやっていませんが、子育て支援に関して言いますと、それぞれいろんな団体、実施主体が地域の中で子育て支援にかかわっていただくということが重要であろうかと思っていますので、例えば一本化するとかということは考えていませんが、言われているような連携も今後必要になってくると思っています。

○委員（岩本和強） 8カ所で1,990万9,000円の予算ですが、例えば利用者数、相談件数、時間などに違いがあると思うんですけど、これはどのようにして事業費を分けているんですか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 国、県、市でそれぞれ約3分の1ずつの財源負担ということで、一般財源は1,990万9,000円ということですが、ほかに国、県と合わせて、8カ所で5,972万3,000円の予算額となっています。

これについては、例えば保育園2園が1週間に開設している日数は6日間、あとほとんどのところは週5日開設であり、大もとは国の交付要綱で週何日開設であれば年間幾らの委託料というものが定められていますので、その中で定められた委託料がそのまま8カ所の拠点に2カ所と5カ所と1カ所というように、実はそれぞれ分かれるのですが、交付要綱の中で委託料を決めています。

○委員（岩本和強） 1,990万9,000円というのは国、県、市で、トータルは5,800万円という予算でよかったんですね。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 国、県、市を合わせますと、5,972万3,000円ということになります。

**地域子育て支援拠点一時預かり事業費**

○委員（藤田豊治） 5点お伺いします。1点目は、事業費の内訳はどうなっていますか、2点目は地域子育て支援拠点8カ所中2カ所で実施予定とのことだがどの場所ですか、3点目は、利用者ニーズはどのくらいと見込んでいますか、4点目は、利用者ニーズによっては2カ所ではなく追加拠点が必要ではないですか、5点目は、預かり時の保護者の費用負担はどのように定めていますか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 事業費650万6,000円の内訳は、地域子育て支援拠点施設1カ所当たり325万3,000円の2カ所分の委託料です。これは、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に定められている金額で、その財源内訳は国、県、市、3分の1ずつです。2カ所の決定については、1週間の開所日が4日しかないところが1カ所あり、そこを除く7カ所を指名し、これまでの拠点事業での利用者の実績や一時預かりの場所の確保方策、職員体制、事業に対する理解度、実現性等について企画提案してもらうプロポーザル方式で決定する予定です。次に利用者のニーズですが、今年度地域子育て支援拠点の利用者にアンケートを実施しました。回答のあった122名のうち86%の方が、拠点施設での一時預かりが実施されるとしたら利用したいと回答されています。さらに、利用時間の希望としては1時間が6%、2時間、3時間がそれぞれ39%と、2時間3時間の短時間でのニーズが多いという結果が出ています。実際にどれくらいの方が利用されるかは、実施してみないとわからない部分がありますが、8カ所の拠点で新規で利用者登録をされた児童の数が平成28年度の実績は約1,800人ということから、かなりニーズがあるのではないかと推測しています。2カ所ではなく追加が必要ではないかということについては、平成30年度については2カ所で開始しますが、利用状況を検証した上で拡充するかどうか検討したいと思います。利用料金の設定については、保育園での一時預かりの利用料、給食なしで午前午後各3時間利用した場合が700円ですので、それとの均衡を考慮して1時間当たり200円で予定しています。

○委員（山本健十郎） 予算と事業の内容について、施設の開所状況、職員の配置、施設の定員、昨年度の登録者数を答弁してください。伊藤優子議員、佐々木議員からも議会で話がありましたが、そういうことも含んで答弁してください。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 予算と事業の内容については、事業費は650万6,000円、1カ所当たり325万3,000円の2カ所分の委託料、国、県、市が3分の1ずつの負担割合です。事業内容については、拠点施設は、おおむね3歳までの子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに関する相談の場ですが、保護者の負担軽減、急な用事、自身の体調不良での通院や、上の子の事業参観など、多様なニーズに柔軟に対応できる一時預かりを実施する、1時間単位で柔軟に対応するというものです。一時預かり事業では、職員は子育ての経験と知識を有する常勤の保育士1名と非常勤の補助職員1名を最低限の条件として設定しています。預かりの対象となる子供は、原則生後6か月以上3歳までとしています。利用日や利用時間は、週5日間開けているところと週6日開けているところがありますが、基本事業である地域子育て支援拠点事業で実施している開所日がそのまま開所日になります。時間も同じく9時から16時になります。利用料金は1時間当たり200円、1日当たりの受け入れ枠はおおむね三、四名と設定しています。スペースの関係、配置される職員の人数にもよりますが、三、四名までが妥当であろうということです。ただし、短時間の1時間、2時間の利用も可能ですので、午前中に利用が終わった場合は、午後からでも受け入れは可能で、同時に三、四名までが定員の枠と考えています。施設を利用するに当たっては、原則は保育園と同様に前日までに利用者登録をしてもらうことにしていますが、やむを得ない緊急の場合は、当日に登録申請をしてそのまま受け入れをするという柔軟な対応も考えています。8カ所で実施している拠点事業では、昨年度新規で約1,800人の利用登録がありますので、その中で利用を希望される方はかなりの割合でいると思っていますので、かなり需要があるのではないかと考えています。伊藤優子議員の一般質問で、拠点施設での一時預かりに関連して、今実施している保育園での一時預かりの問題点がいろいろあったかと思っています。保育園の場合は、公立2園は

15名と10名それぞれ別に定員があり、その枠の中で受け入れをしています。前月25日の予約の段階ではほぼ埋まってしまう、実際の利用日までのキャンセル、当日のキャンセルが結構あって、充足率が7割程度でしかない、もったいない状況が続いているという問題点があるので、今回の拠点についてもそうですが、利用できる空き状況については、ホームページ等で随時周知できるような形をとれないか検討しています。いろいろ問題がありますが、当日キャンセルする方が結構いるということですので、そのあたりも含めて見直しをしていきたいと思っています。

○委員（山本健十郎） 一時預かりについては施設に来ていない方も申し込めるような話でしたが、施設に登録してきている子供なら信頼関係もあると思いますが、施設に来ていない子供が急に一時預かりを頼みに来たら、懐いていないので問題があるのではないかと考えています。その辺はどうかということと、1,800人が登録して拠点施設の利用者負担はないと聞いたが、本当ですか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 8カ所ある地域子育て支援拠点施設をふだん利用されている方は、子供もスタッフと信頼関係ができていますので、短い時間でも安心して子供を預けられるというメリットがあるということですが、言われたように、一時預かりの2カ所以外の施設を利用している方も当然対象になります。これは保育園も同じですが、保育園に入っていない子供が利用できるということですが、そういう面で言いますと、基本的にその拠点施設で子供を預けたいという意思がある、そういう機会があると思われる親子については、ふだんからそういう施設を利用させていただいて、顔見知りになっていただく。拠点施設での一時預かりのメリットを最大限に生かすためにそうしていただけたらいいと思いますし、需要がすごくあるということであれば、もっとふやしていくということも考えていけばいいと思っています。利用料については、親子が集う拠点事業については無料です。ただし、何かものをつくる場合にその材料費が必要となることはあるかもしれませんが、利用については無料です。ただし今回は、拠点施設を使つての託児事業という別事業になりますので、これについては1時間当たり200円に設定しています。

○委員（伊藤優子） 公立保育園で当日に予約キ



キャンセルする方が多く、結果的に充足率が低くなっているということでしたが、先ほどパソコンで予約状況をとと言われていましたが、携帯などで見られてすぐにアップロードできるようになれば、そういうことは解決するのではないかと思いますか、いかがですか。

**○藤田福祉部次長（子育て支援課長）** 保育園の一時預かりでの問題点は、前日までのキャンセル、当日のキャンセルがあり、結果的に15名の定員なのに10名くらいで終わってしまうというようなことがあると聞いています。当日キャンセルする場合は朝の8時半から8時45分までの間には連絡してくださいということにしていますが、当日に体調が悪くなってキャンセルということもあるので仕方がない部分もあるかとは思いますが、あらかじめわかっている場合は、その時点でキャンセルしてもらおう。その都度更新するのは難しいかもしれませんが、例えば空き状況が5人以上であれば丸、二、三人なら三角、いっぱいならバツとか、できればそれくらいの情報を随時ホームページに出すようにすればどうかと考えています。携帯については、今は市のメールマガジンで子育てに関するイベントなどは割と発信していますが、公立保育園でも比較的空きがあり、当日の朝連絡しても利用ができる可能性があるということを周知することも一つの手だと思っています。どういうふうになれば使いやすい事業になるかということは今検討していますので、お待ちいただければと思います。

**○委員（岩本和強）** ふだん使い慣れている環境でということでの一時預かりということで、それに備えて2拠点の利用がふえすぎるといけないかという心配があることと、保育士1名ともう1名の人員と一定のスペースを確保するのに年間で約325万円はなかなか厳しい金額だと思います。利用料の200円は委託料から引くというお話ですが、市の裁量で頑張ったところはその分は返還しなくてもいいようにできないかということと、県内で新居浜市が最初の取り組みと聞きましたが、どうですか。

**○藤田福祉部次長（子育て支援課長）** 2カ所の利用者がかなりふえてパンクするのではないかということですが、8カ所の拠点施設の利用実績を見ますと、かなり多いところは予約制にしないと、利用者を全部受け入れると危ない状況にな

っています。国が定めている実施要綱によると、おおむね10組の親子が集える場所を確保する、スタッフも入れて大体25名が収まるスペースがあればいいということですが、駐車場がとめやすいところにあるとかすぐ近くに大きいショッピングセンターがあると人気になる、地理的なものもあると思いますが、そういったところは、安全性を考慮してある程度制限せざるを得ないところがありますので、すでにそういう状況になっていますので、今後パンクして利用に支障をきたすということはないかと思います。利用料については、予算を措置する段階でいろいろ検討はしました。どんなにたくさんの利用者がいても、少なくとも年間325万円、大もとは国の交付要綱で決められた金額というところがありますが、ある一定の工夫ができないかというのは、子育て支援課の中でも検討はしています。ある程度利用者の実績に応じて若干差があってもいいのではないかと、どうすればできるのかというのは検討したいと思います。そして、新居浜市が県内で初めてかということですが、愛媛県に問い合わせたところ、市が実施する拠点施設での一時預かり事業は初めてでした。初めて実施する事業ですので、先進地の事例を参考にしたかったのですが、県内にはなかったということを確認しています。

**○委員（永易英寿）** 子育て支援拠点施設において利用者のばらつきがあると思いますが、通常業務に関してばらつきを埋める対策は予算的に何か考えていますか。

**○藤田福祉部次長（子育て支援課長）** 8カ所の拠点事業において利用者の実績には、倍違うなど差がありますが、例えば同じ週5日型の拠点施設であれば、委託料としては同じ額ということになっています。これについては、例えば利用者が1,000人でも2,000人でも、人件費にかかる部分はそれに比例しないという部分があります。利用者が何人でも結局同じ数の人を配置しないといけない、家賃を払わなければいけないというところで、今のところ拠点事業の基本事業については定額になっています。このまま放っておくのかということですが、施設ごとの取り組みについては、月に1回連絡会議を開いており、ほかの拠点での取り組みの状況や内容をお互いに情報共有しながら、こういう取り組みをしたらいいという勉強会的なものも子育て支援課が音頭を取ってしていま

すので、利用者も内容も平準化するように努めていきたいと思っています。

○委員（永易英寿） イベント的なものの回数をふやせば人が集まってくると思いますが、人件費を変えなくても事業費的なところで何か検討することは難しいのでしょうか。

○藤田福祉部次長（子育て支援課長） 金額については大もとの国の交付要綱で決まっております、拠点事業の中で行うイベントであれば、どうしても基本事業の中の一つという位置づけになりますので、今の段階でさらに財政的な補助を出すということはなかなか難しいと思います。

午後 3時50分休憩



午後 3時59分再開

**子育て世代包括支援センター運営事業費**

○委員（伊藤優子議員） 育児不安を軽減し、虐待防止を図るとありますが、虐待を見つけた時の対処はどのようにするのでしょうか。

○木戸所長 家庭訪問指導などで母子の支援をした中で、虐待が疑われる場合については、校区の担当保健師が保護者の気持ちに寄り添いながら継続的に相談支援にあたります。また、市の要保護児童対策地域協議会の事務局である子育て支援課や児童相談所（愛媛県東予子ども・女性支援センター）につないで、関係機関が連携して子供の命を守る対策を講じたり、家庭環境を整えるなどの支援をすることで虐待の重症化を予防していきたいと考えています。

○委員（井谷幸恵議員） 1,556万6千円の内訳、事業内容、必要性はどういった事柄ですか。来年度の目標、よろしくをお願いします。

○木戸所長 子育て世代包括支援センター運営事業費1,556万6千円の内訳については、保健師などの専門職を4人雇用する報酬767万1千円、共済費127万5千円、周知啓発のパンフレット印刷などの需用費50万7千円、パソコンリースの使用料及び賃借料が64万8千円、相談室設置の工事請負費475万6千円、備品購入費70万9千円です。事業内容としては、母子保健相談支援事業、産後ケア事業、子育て・医療関係機関連絡会の開催などです。母子保健相談支援事業は、子育てのスタートである母子健康手帳発行時から、全ての妊婦

などの状況を継続的に把握して、妊娠、出産、育児に関する相談に応じるとともに、個別の支援計画を作成して、関係機関との連携による切れ目ない支援を行うものです。産後ケア事業については、出産後の不安定な時期に育児支援が必要な母子を対象に産科医療機関において育児サポートを行います。また、子育て・医療関係機関連絡会を定期的開催し、妊産婦や乳幼児などの支援ニーズを把握して、支援の調整や連携を図ります。事業の必要性については、核家族化や地域のつながりの希薄化などによって、妊産婦や母親の孤立感や負担感が高まっています。そして本市の子育て世代をめぐる状況については、出生数の減少、不妊で悩む人や高齢妊産婦等の支援が必要な妊婦の増加、若年妊婦の低年齢化、妊娠期や子育て期の母親の心身のケアや育児サポートのニーズの増加、虐待通告件数の増加などがあります。子育ての相談窓口の第一歩となる子育て世代包括支援センターを創設することは、子育て家庭にかかわるさまざまな関係機関との連絡調整により妊娠期から子育て期の切れ目ない支援をすることによって、育児不安を軽減し安定した子育て環境を作ることが出来ると考えています。来年度の目標については、4月から産後ケア事業を開始いたしまして、専門相談員の研修や保健センター内に相談室を設けるための改修工事に着手する予定です。また、6月頃から子育て世代包括支援センターのピーアールに向けての準備や関係機関連絡会を開催し、広く市民に周知するとともに子育て世代包括支援センターが円滑に運営できるよう準備を進めてまいりたいと考えています。

○委員（井谷幸恵議員） 他の市でもこういうのはあるんですか。

○木戸所長 包括支援センターの他市の状況については、平成28年4月1日時点の調査では、全国的には296市町村720カ所設置されています。愛媛県内では、この平成29年4月に伊予市と今治市が設置しています。

**感染症等予防費**

○委員（佐々木文義） 高齢者肺炎球菌ワクチンの未接種者は、現在どのぐらいいるのでしょうか。またコール・リコールにより、どれだけの人が接種をされたのか。このワクチン接種も今年度と来年度のみの65歳からの5歳刻みであり、その後は65歳からだけになるが、今後の取り組みにつ

いてお伺いしたい。

○木戸保健センター所長 まず、1点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの未接種者の状況ですが、平成28年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種対象者数が8,681人、接種者数が4,112人、接種率が47.4%、未接種者が4,569人です。

高齢者肺炎球菌感染症は、定期予防接種の中のB類疾病に属し、主に個人防衛に重点が置かれ、接種の努力義務や、積極的な接種勧奨の必要がないとされていることから、未接種者へのコール・リコールは、対象を絞って65歳と70歳の未接種者への再通知を行っています。平成28年度が65歳の未接種者1,382人と70歳の未接種者1,191人、合計2,573人に対して平成29年2月にはがきで再通知をしました。2月から3月の接種者数は1,024人、前年度の同時期の接種者数と比較すると455人の接種者数の増となっています。また、最終的な接種率は、平成27年度が40.2%に対して、未接種者への通知をした平成28年度は47.4%と7.2ポイント接種率を上げています。また、平成29年度については、インフルエンザの流行により、再通知のはがきを2月と3月に分けてしていますが、65歳、70歳の未接種の方に、2,810人に郵送しています。

今後の取り組みとして、対象者は、厚生労働省が65歳の者と、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限されている程度の障害を有する者等としており、70歳以上の5歳刻みのものについては予防接種の特例ということで平成30年度まで経過措置とされています。平成31年度以降の定期接種に対しては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の中で、経過措置対象者の接種状況、接種記録の保管体制などを踏まえて、改めて検討されることとなっています。本市においては、ワクチン接種の実施は愛媛県下広域で医療機関委託としていますので、厚生科学審議会の検討結果を踏まえまして、また他市町との協議の中で今後取り組みについて決定していきたいと考えています。

○委員（佐々木文義） 愛媛県下全体で、もう一遍70歳までしましょうかという話等もしていくわけですか。

○木戸保健センター所長 広域の会の中でそういうことについても協議していく予定となっています。

議案第26号 平成30年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

○加藤福祉部総括次長（説明）

<質疑>

○委員（篠原茂） 今年度の予算は、129億2,088万4,000円で、昨年度と比べますと28億6,904万2,000円のマイナスになるんですけど、その要因は何でしょうか。また、加入者の保険料も減額になるのでしょうか。

それから、2点目に増加率を2%に抑制する理由とは何なんのでしょうか。

○井上国保課長 1点目の予算の減となった要因は、広域化に伴い、現在、都道府県単位で財政調整を行っている高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の拠出金及び交付金が廃止されること、また国からの公費が今まで市の国保の会計に入っていたが、県国保会計へ移管される一方で、保険給付費全額に充当される普通交付金及び県に納める保険事業費納付金が新設されるという制度改正に伴うものです。

そして、加入者の保険料については、減額にはなりません。県から示された納付金額に基づき新居浜市で試算したところ、1人当たり9.11%の値上げとなったので、1億円の一般会計繰り入れを行い、1人当たり2%までの増加としています。

2点目の増加率を2%に抑制した理由については、愛媛県国保運営方針において、「赤字の解消に当たっては被保険者の保険料負担が急増することのないよう十分に考慮しながら、計画的、段階的に進めること」となっていることもあり、平成30年度の保険料率決定においては、県が示した今回の激変緩和の増加上限率が2%とされていることから、本市においては、1人当たり保険料額の増加を2%に抑制しています。

○委員（篠原茂） 増加率を2%にしたというのは、県の指導があったからですか。

○井上国保課長 県のほうで、県内全体で判断するときに激変緩和として上限率が2%としています。ただ、その後の保険料率については、それぞれの市町で決定、判断することとなっているので、新居浜市においても、県のほうの2%抑制と、激変緩和措置という点をそのまま当てはめたということで、県からの指導ではなく、最終的には、新居浜市の判断ということで、一般会計から

の繰り入れを行って、2%に抑制しています。

○委員（岡崎博） まず、県が示した9.11%アップの保険料は、根拠は何でしょうか。

2つ目は、今後の値上げについて、今回9.11%アップということで、これからも上がるのではないかと考えていますが、今後の値上げの方針は。それからもう一点、新居浜市は県内の市で下から2番目の保険料ということで、非常に安く繰り入れもしながら設定してきたということですが、今回の都道府県化で進めていく方向においては保険料を統一していくということになり、そうすれば当然新居浜市は上がっていくということになります。その辺を、今後の見通しもあわせてよろしくをお願いします。

○井上国保課長 まず、1点目の9.11%アップの保険料については、愛媛県から納付金額が示されており、その納付金額に対して、本市において新居浜市国保の被保険者数の伸び率等を推計しまして必要な保険料率を算出した結果であります。

今後の方針としては、平成30年度からの制度改正間もない流動的な状況の中、平成30年度における国や県の動向、また今後の医療費の動向等を見きわめながら、単年度ごとに方針を決定したいと考えています。

県内の保険料の統一については、愛媛県国保運営方針において、市町ごとで医療費水準等に大きな差があるため、保険料率を統一した場合、保険料水準の低い市町において保険料が急増するおそれがあること、またこれまで医療費適正化に取り組む、保険料の上昇抑制に努めてきた市町の成果が反映されなくなることから、統一に優先して、医療費適正化の推進や、財政の健全化に取り組むこととなっています。本市としても、国保財政の健全化や医療費適正化の推進などに取り組むたいと考えています。

○委員（岡崎博） 国保は低所得者が中心です。所得なしだとか、所得が100万円以下の人が六、七割いるんじゃないでしょうか。ですので、いろんな問題も起きているところですが、国の答弁をいろいろ見てみますと、各市町村の低所得者を対象にした国保は、それぞれの市町村の状況を踏まえて繰り入れも認めるということにもなるとかと思っています。方向としてはもうやめようということなんですけれども、余りにもひどい結果になるということでしょうか。

市としては、上げないで市民の立場で今まで繰り入れてきたわけですので、国保基金もあるし、繰り入れもできんわけではないので、引き続いて、市民の立場を貫くべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○井上国保課長 県の運営方針の中において、決算補填等目的の法定外繰り入れについては、計画的に解消すると示されています。市としてもその方針に従う必要がありますが、被保険者の負担軽減を図るため2%に抑制しています。平成30年度については、これ以上の一般会計の繰り入れは困難と判断しています。平成31年度以降については、平成30年度の動向を見ながら判断していきたいと考えています。

<要 望>

○委員（岡崎博） あと3,000万円繰り入れたら、値上げをゼロにできるということでした。新居浜市からしたら、3,000万円というのはそう無理なお金ではないと思います。国保の基金もありますし、一般会計から繰り入れてもいいと思います。特に県の2%に合わす必要がないと思うので、ぜひ今までどおり値上げをしないということをお願いします。繰り入れをやめるということではなく、それぞれの自治体に応じて、あるいは市民の実態に応じて、独自の減免を通じた保険料の抑制を引き続きかんばってください。もう一点は、子供の均等割ですが、子育て支援ということで、この問題に全国でそれぞれの自治体が真剣に取り組んでいるところです。国もそうです。全国知事会も提言を国に要請しているということですが、ぜひ、子供の均等割はやめてほしいと思います。

○委員（岩本和強） 国民健康保険、それから介護保険料、2つとも特に所得の低い方に対しての負担率が非常に高いというのが問題点だと思います。私が思うところで言いますと、やはり法定外繰り入れですよね、名前を聞いたら、やったらいかんという話ですけど、これはいわゆる民間の社会保険は被用者負担で保険料の半分は会社が負担しているわけですが、国保1号の被保険者、介護1号の場合は、そういう負担がなく、まるまる負担がきています。そういう中で保険料がどうしても上がってきます。国保はいわゆる被用者負担のある保険に入れられない人の最後の国民皆保険としてのセーフティネットですから、市は当然、繰り入れすべきです。国の指導もあるのは確かだと思

ます。ただ、全国の市長会や知事会は、国に対して1兆円ぐらいの繰り入れをしてほしいと、そして何とかなるというんだけど、実際は3,400億円くらいしか入れずに、法定外繰り上げをやめなさいと言っていますが、それだとちょっと無理なんで、広域化、県単位化につきましても、保険料の軽減には、ほとんどなっていません。ですから新居浜市としては、そういう所得の低い人達の負担感のある国保料については、繰り入れを上げないようしていただく、そして、無駄な診療とか、無駄にもらっている薬などをチェックしたり、払える力があるのに払わない人にはしっかり徴収していただく。そういうことをして、できるだけ保険料というのは、抑えるように要望します。

<採 決>

議案第26号 賛成多数 原案可決



議案第27号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計予算

○加藤福祉部総括次長（説明）

<質 疑>

○委員（山本健十郎） まず、3点お伺いします。県内での65歳以上の介護保険料と施設整備の状況について、2つ目が、介護保険事業の現状、問題点等あればお伺いします。3点目が、介護保険の導入、税から介護保険になり、今、高齢者が大変厳しい状況が続いていると思いますが、今後の介護保険事業の動向についてお伺いします。

○木俣介護福祉課長 第1点目、県内での65歳以上の介護保険料と施設整備の状況について、新居浜市の県内での状況を中心に答弁したいと思います。まず、保険料については、第6期の保険料としては、県内の高い順に説明すると、まず東温市が月額で6,957円、次に四国中央市が6,840円、宇和島市が6,325円、新居浜市が6,250円ということで、県内で上から4番目となっています。第7期の保険料については、まだ確定ではありませんが、現時点で聞いているところによると、新居浜市は、県内では6番目ぐらいの位置になると聞いています。次に施設の整備状況については、平成29年12月1日現在において、特別養護老人ホームでは、松山市が1,503床、今治市が723床、新居浜

市が620床、西条市が520床などとなっています。次に、新居浜市は上から3番目の状況です。次に、老人保健施設でいいますと、松山市が1,274床、今治市が772床、西条市が400床、新居浜市が387床などとなっています。次に認知症の高齢者グループホームについては、松山市が2,000床、新居浜が506床、今治市が477床ということで、新居浜市は県内2番目ということになっています。

次に2つ目の介護保険事業の現状について問題点等ということですが、介護保険事業については、新居浜市では平成27年度、28年度と2年連続で介護給付費がわずかに減少しています。これは介護認定適正化の取り組みとか市全体での介護予防・健康づくり事業などの取り組みの効果があらわれてきたものではないかと考えています。しかし、今後においては、総人口と65歳以上人口は減少しますが、75歳以上の後期高齢者人口は、依然として増加するものと想定されており、それに伴い、介護リスクも高まることが考えられるため、介護給付については、今後増加に転じていくのではないかと考えています。介護給付費の増加は保険料の増だけでなく、当然に残り半分の公費負担も増加していくことから、介護サービスが必要な方にとどのようにしてサービスを届けていくのかということと同時に介護給付費のいわゆる自然増の部分をいかに抑制していくかが、今後の介護保険事業における全国的な課題とされています。

次に3点目の介護保険事業の今後については、高齢化の進展に伴う介護給付費の増加とともに、国における病床数の削減に伴う在宅での要介護者のケアでありますとか、多死社会の到来における施設、在宅を問わないターミナルケアについての充実、それらの問題を解決するに足りる介護人材の確保の問題などが課題に挙げられます。在宅介護やターミナルケアの充実、介護人材確保のための処遇改善など、現時点でも取り組みが進められている施策はありますが、そういったものを充実すればするほど、介護給付費に跳ね返り、結果として、保険料や繰出金などの財源が必要になるというジレンマを抱えているのが現状です。そういった中で、国の唱える地域支え合い体制づくりといった考え方は、地域社会の力を使って、高齢者を支えていこうというもので、専門的なケア等については、専門家である介護事業所が行うけれど

も、専門でなくても対応できるような簡単なケア、例えば、生活の中の簡単な支援みたいなものについては、専門家でなくても、幅広い人材や仕組みを活用して、なんとか給付費の跳ね返りを抑えていこうではないかというような視点も含んでいると認識しています。また、地域包括ケアシステムを構築していく中で、医療と介護の連携が重要となってきますが、これらについても、限られた人的資源を最大限に生かしていくためにサービス提供までのロスを可能な限りなくしていこうとする考え方が大切であると考えています。これらのことから、第7期介護保険事業計画ではいわゆる2025年問題を視野に入れた第9期介護保険事業計画までの中長期スパンの計画の一部であると捉えられており、想定されるいろいろな問題の対応策の具体化については、現時点でもすでに動き始めている部分もあるのですが、今後さらに取り組みを進めていきたいと考えています。

**○委員（大條雅久）** 栄養改善個別指導事業費について、お尋ねします。要支援認定者、事業対象者とはどのような方々を想定されていますか。具体的な支援内容について教えてください。

**○古川地域包括支援センター所長** 本事業は、食生活の自立を目指して、総合事業のサービスとして市が直営で実施する短期集中型の事業に位置づけることから、総合事業の対象者となりうる要支援認定者、事業対象者に限定して実施することを予定しています。要支援認定者とはいわゆる要介護認定の結果として、要支援1、要支援2の認定を受けている方のことで、事業対象者については、要支援の認定の有効期間が終わる際に、認定の更新を行わず、基本チェックリストにより状態の確認を行い、総合事業の範囲のサービスを継続利用されている方のことを指すものです。具体的な支援内容については、利用希望者1人について6カ月程度の栄養改善プログラムを実施したいと考えています。主に、管理栄養士の訪問による個別指導とする予定です。指導内容は栄養診断、個別指導計画作成、栄養指導、評価、終了後のモニタリング等を行い、栄養指導には対象者の病歴や症状、状態に応じて適切と思われる指導用の特別食のお弁当を用いたいと考えています。

**○委員（大條雅久）** 昨年春に、この事業のモデルになって、厚労省の担当官が注目されている栄養士の方と研修でお会いする機会があったのです

が、健康寿命の延伸という成果を出すためには、個々の栄養士さんのスキルが非常に大きいという印象を持ちました。今回、人件費2,576千円ということで、計上されていますが、すでに市のほうで、雇用されている管理栄養士の方を想定されていますか。新たに採用される方を想定されていますか。

**○古川地域包括支援センター所長** 管理栄養士については、他の事業で雇われている方は、その事業に携わっているので、地域包括支援センターで新たに雇いたいと考えています。なお、この事業、平成30年度については、モデル事業として実施するため非常勤職員ではなく、臨時職員として計画しているため、現在のような予算額になっています。

**○委員（岩本和強）** 在宅医療・介護連携推進事業費についてお伺いします。医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く、できれば看取りまでということだと思います。要するに、在宅医療と介護サービスの一体的な提携に向けて、関係者の連携を推進するということだと思うのですが、具体的に例えばどのような方たちがどのような取り組みをするのですか。

**○古川地域包括支援センター所長** この事業の制度の内容については、8つの事務を実施することになっています。主には、医療資源や社会資源を把握し、マップ化することなどにより広く活用する事務、在宅医療と介護の連携をめぐる課題を抽出し解決策を図るもの、医療・介護関係者が互いの制度、または多職種の連携等に関する研修の実施、市民への講演会などの啓発活動、相談体制の構築や近隣市町村間の連携体制を構築する事務等です。この中で最も中心的な取り組みとなるのが課題抽出と解決策の相談ですが、その推進のため、医療・介護・行政関係者で構成する新居浜市在宅医療・介護連携推進協議会を設置する予定としています。先般1月31日に設立準備会を開き、平成30年度当初に第1回の協議会の開催を計画しています。この協議会の構成は、医療関係者として、新居浜市医師会、新居浜市歯科医師会、愛媛県薬剤師会新居浜支部、愛媛県リハビリテーション専門職協会、介護関係者では、東予地区老人福祉施設協議会、新居浜市介護支援専門員連絡協議会、新居浜市訪問介護事業所職員連絡会、訪問看護事業所、行政関係者は、愛媛県から

長寿介護課、西条保健所、本市から消防本部、保健センター、介護福祉課、地域包括支援センターで準備を進めているところです。本市では在宅医療と介護の連携にとどまらず、病院と病院、病院と診療所、医療機関と薬局との連携等これまで医療分野のみの課題とされがちであった分野に加え、さらに訪問歯科診療や救急医療も含めて、それぞれの制度や立場、動きを互いに理解し、情報交換を密にして、連携を深めることでこの事業の目的を達成したいと考えています。

○委員（岩本和強） 相談体制が最も大切とおっしゃっていたのですが、地域包括支援センターやランチとかももちろん入ってくるのでしょうか。

○古川地域包括支援センター所長 相談の体制については、在宅医療・介護連携推進協議会の事務局の機能は地域包括支援センターに置くということの基本として、ただ、医療と介護の連携ですので、一方の大変大きなテーマが医療側にありますので、新居浜市医師会に協力をお願いして、地域包括支援センターの協力機関としての位置づけで、在宅医療・介護連携のランチとして、医療関係者の事務局機能をお願いする予定としています。

○委員（岡崎溥） この数年間の保険料額、利用料額の推移を教えてください。要支援1、2は地方へ移行され、今度は、要介護1、2が問題となっており、時間の問題だと思うのですが、その辺の状況を具体的に伺いたいです。あわせて、65歳問題です。障害福祉サービスの利用者が65歳になると介護保険制度が優先されます。そうすると、障害福祉サービスが打ち切られたり、あるいは縮小したり、利用料が無料だったのが定率負担を課せられるということで、障害者の皆さんの生活が脅かされることになるのですが、その辺、もし先ほどの伊達次長からの説明以外にわかることがありましたら、よろしくお願いします。

○木俣介護福祉課長 まず、最初に保険料の推移についてですが、保険料については、3年間同一の額になりますので、3年間は変わりません。平成12年度から介護保険制度が始まり、制度開始の第1期は基準額で月額2,875円、第2期が3,791円、第3期が4,583円、第4期が5,016円、第5期が6,250円、現在が第6期ですが、第6期は同じく6,250円となっています。利用者負担に

ついては、平成27年8月の制度改正によって、一定以上の所得のある高額所得の方については、2割負担になることが決まりました。2割負担の方のうち、さらに所得の高い方については、平成30年の8月からは利用者負担が3割となります。これについて、3割負担となる方は、全体の3%程度であるという国の推計があり、3割負担となっても、負担の上限額としては、月額44,400円と現在と変わらないので、あまり大きな影響はないのではないかと考えています。平成30年度については、第7期の介護保険事業計画の初年度であり、地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を進めていくこととなります。中でも、地域支え合い体制づくりや、医療・介護連携、多職種連携及びりハ職活用等の各事業について、重点的に取り組むこととなります。

要介護1、2を介護保険から除外するのではないかとということについては、現時点では、具体的な方針が示されておらず、不明です。ただし、サービスの必要な方に必要なサービスを提供するという市の方針は変わりません。

障害者の65歳問題ということで、介護保険法の改正に伴い、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするということがうたわれています。具体的には障害福祉サービスの一定の事業所については、介護保険の事業所としての指定を受けやすくなるような内容で、例えば、報酬については、事業所サイドの問題なんですけど、共生型訪問介護とか、共生型通所介護というような呼び方になるものですが、障害福祉制度における居宅介護や、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護事業所としての指定を受けられるものとして基準を設定し、報酬については、介護の報酬から比べると若干低くはなるのですが、基本的には事業所の報酬が大きく減らないように現行の障害福祉政策における報酬の水準を確保することがうたわれています。利用者負担に関しては、障害者の所得の状況や障害の程度等勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減できる仕組みを作ることになっています。

○委員（岡崎溥） 利用料について、一定所得以上だと、来年度8月からは3割負担となります。結局、最初は高額所得者のみだとしても、そこから踏み出して、だんだん広げていくのが通例です

が、今回そういったおそれはないのですか。

○木俣介護福祉課長 現時点でお答えできるのは、現在、具体的な数字で言うと単身者の場合、年金収入で280万円を超える方は現在2割です。その中でも特に所得の多い方、340万円を超える方については、平成30年8月分から3割にすると決められているのですが、それ以上のことについてはわかりません。

<要 望>

○委員（岡崎博） 介護保険料や利用料が値上げになって、高齢者の大変な状況がこれからさらに拡大していくのではないかと思います。要介護1、2の問題、それと65歳問題ですね、介護保険優先の制度なので、こういったことが心配される事態になっています。実際、試しにやったところ、これが大きな問題になったということで、対応策や、共生型サービスも改善しなければならないなど、いろいろ出ているみたいですが、障害者が65歳になったときに、どちらが有利かということで、障害者福祉制度と介護保険制度、どちらを選択するかを選択権を与えることが必要ではないかと思います。ぜひその方向でご検討いただきたいと思います。

○委員（岩本和強） 介護保険料について要望します。新居浜市では、基準の世帯というのが、同じ世帯に市町村民税収めている人がいて、本人の年金収入が80万円超えた方は、年間7万5,000円の介護保険料を払っています。新居浜市の場合、所得の多い人の階層を基準より増やしていますが、500万円が打ち止めなのです。極端に言えば、年収1,000万の人とか、我々のような市議で770万円の人も、いわゆる80万円を超える方の1.85倍払えばいいのです。負担割合で計算したら、80万円の基準の人で言えば、我々では50万円を超えるのですが、そこまではいいませんが、とにかく、例えば、松山市は1,000万円までの100万円刻みで介護保険料を上げています。今は、相応の負担、いわゆる能力のある方は一定の負担をするのは当然のことだと思うので、500万円の打ち止めではなくて、もう少し階層を上げていただきたいです。これは、市独自でできると思いますので、よろしくをお願いします。

<採 決>

議案第27号 賛成多数 原案可決



議案第28号 平成30年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

○加藤福祉部総括次長（説明）

<質 疑>

○委員（岡崎博） 高額療養費制度の医療費の値上げの推移を教えてください。

それから、この制度を導入するとき、保険料軽減の特例措置を導入して、そんなに負担はないということでも世論を沈め、実施に移したという経緯があったと思います。それが特例措置の廃止へ向けて今始めているということなので、その状況もあわせて報告していただきたい。

○井上国保課長 高額療養費については、平成29年8月から制度の改正があり、現役並み所得区分の外来の引き上げと、一般区分の引き上げがありました。そして、平成30年8月からは現役並み所得区分について細分化した上で、全体の引き上げと、一般区分の外来の引き上げが予定されています。また、高額介護合算療養費制度においては、平成30年8月から現役並み所得区分につきましては細分化した上で、全体の引き上げを予定しています。

後期高齢者医療制度では、保険料の均等割を軽減するといった制度本来の軽減措置が設けられています。今回見直しが行われることになった特例措置については、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足した際、保険料負担の急激な上昇を抑えるため、本来の軽減措置にさらに上乘せして設けられたものです。その特例措置のうち、所得割の軽減対象者の5割軽減と被用者保険の元被扶養者の均等割の9割軽減の軽減率が平成29年度から見直しが行われています。見直しに当たっては、後期高齢者医療制度が発足から既に10年近くが経過していること、そして国において特例措置に要する国費負担も累計で約7,200億円となっていることを考慮し、一定の所得のある方々については、この特例処置を見直し、2年から3年かけまして段階的に本来の軽減水準に戻すということとなっています。

このことによって被保険者の負担能力に応じたより公平な負担となり、75歳以上の後期高齢者の方々の保険料だけではなく、74歳以下の方々からの保険料や税金によって支えられている後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとし



ていくこととなります。

<要 望> な し

<採 決>

議案第28号 賛成多数 原案可決

午後 5時17分閉会